

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成18年 8 月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100 - 8967 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03 - 3506 - 6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線3021

直 通：03 - 3581 - 9697

F A X：03 - 5251 - 2151

情報受付 情報処理係 内線3091、3093

直 通：03 - 3581 - 9909

F A X：03 - 5251 - 2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成18年 8月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成18年8月

証券取引等監視委員会

委員長 高橋 武 生

# 目 次

はじめに（公正な市場を求めて）	1
第1章 組織	7
第1 証券監視委	7
1 委員会	7
2 事務局	7
第2 地方事務処理組織	8
第2章 犯則事件の調査	9
第1 概説	9
1 犯則事件の調査の目的及び権限	9
2 犯則事件の範囲等	10
第2 犯則事件の調査・告発実績	10
1 犯則事件の調査の実施状況	12
2 告発の状況	12
3 告発事案の概要	13
第3章 課徴金調査	24
第1 概説	24
1 課徴金調査の目的及び権限	24
2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額	25
第2 課徴金納付命令に係る勧告	27
第4章 開示検査	34
第1 概説	34
第2 開示検査の実施状況	36
第3 有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令に係る勧告	36
第4 開示検査の結果行われた自発的訂正の主な内容	37
第5章 証券検査	40
第1 概説	40
第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画	43
第3 検査実績	53
1 検査計画及びその実施状況	53
2 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	57
第4 検査結果の概要	57
1 証券会社に対する検査	57
2 登録金融機関に対する検査	63
3 証券仲介業者に対する検査	64
4 金融先物取引業者に対する検査	65
5 投信・投資顧問業者等に対する検査	66

第5	証券会社等に対する行政処分等に係る勧告.....	69
第6	平成18事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 ...	104
第6章	建議.....	114
第1	概説.....	114
第2	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置.....	115
1	建議の実施状況.....	115
2	建議の内容.....	116
3	建議に基づいて執られた措置.....	120
第7章	市場分析審査.....	122
第1	概説.....	122
第2	一般からの情報の受付.....	122
1	情報の受付の概要.....	122
2	情報の受付状況.....	123
第3	取引審査.....	127
1	取引審査の概要.....	127
2	法令上の根拠.....	127
3	自主規制機関との緊密な連携.....	128
4	取引審査実績.....	128
第8章	監視活動・機能強化への取組み等.....	132
第1	市場監視体制の充実・強化.....	132
1	組織の充実.....	132
2	情報収集・分析能力の向上.....	133
第2	新たな監視機能について.....	134
1	概説.....	134
2	金融商品取引法の成立による権限の拡大等.....	135
第3	投資者への情報提供等の取組み.....	136
1	概説.....	136
2	投資者への講演会・講義の開催状況.....	137
3	政府広報等による情報提供の呼びかけ.....	137
4	ホームページの充実.....	138
第4	関係当局との連携.....	139
1	概説.....	139
2	金融庁関係部局との連携.....	139
3	自主規制機関との緊密な情報交換.....	140
4	海外証券規制当局との連携.....	140
	おわりに（個人投資家の皆様へ）.....	144

## 【附属資料編】

1	証券監視委の組織・事務概要	
1 - 1	組織及び事務概要	151
1 - 2	証券取引等の監視体制の概念図	156
1 - 3	証券監視委の機能強化	157
1 - 4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び 財務局長等の関係の概念図	158
1 - 5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	159
1 - 6	機構図	160
1 - 7	組織・事務に係る法令の概要	162
1 - 8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	174
2	証券監視委の活動実績等	
2 - 1	証券監視委の活動状況	175
2 - 2	告発実施状況	176
2 - 3	勧告実施状況	202
2 - 4	開示検査実施状況	236
2 - 5	証券検査実施状況	238
2 - 6	建議実施状況	247
2 - 7	取引審査実施状況	256
3	自主規制機関の活動実績	
3 - 1	日本証券業協会の活動状況	257
3 - 2	証券取引所の活動状況	258
3 - 3	金融先物取引業協会の活動状況	261
3 - 4	東京金融先物取引所の活動状況	262
	基本的考え方 - 新体制発足にあたって - (平成16年7月20日)	263
	証券検査に関する基本指針	265

## 凡 例

証 取 法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
本 人 確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号。平成16年法律第164号により「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」を改題）
設 置 法	金融庁設置法（平成10年法律第130号。平成11年法律第102号により「金融再生委員会設置法」を改題）
証 取 法 施 行 令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外 証 法 施 行 令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）
金 先 法 施 行 令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号。平成10年総理府令・大蔵省令第33号により「証券会社の健全性の準則等に関する省令」を改題）



外 証 法 府 令	外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
投 資 顧 問 行 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）
保 振 法	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）
社 振 法	社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
社 登 法	社債等登録法（昭和17年法律第11号）

## はじめに（公正な市場を求めて）

証券市場を幅広い投資者が参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした金融システムの中心を担うものとしていくことが求められております。その前提として、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持することが不可欠の課題となっております。こうした課題を実現するためには、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）や金融庁、自主規制機関等がそれぞれの役割を適切に果たすとともに必要な連携をとり、証券市場を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが重要です。

日本経済は、バブル経済の崩壊以降、十年余りにわたる長期停滞を経験してきましたが、昨年来、経済情勢は回復基調を示しており、それに伴い証券市場は活況を呈してきているところです。この間、インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、相次ぐファンド等を使った複雑な取引の増加など証券市場を巡る環境は大きく変化し、他方、こうした環境の変化に対応するとともに、「貯蓄から投資へ」、「間接金融から直接金融へ」の流れを加速させるため、金融システム改革をはじめとする様々な改革が実施されてきました。

このような証券市場において、取引の公正かつ透明性と投資者からの信頼を確保するためには、証券監視委による市場監視機能の充実・強化は近年とりわけ重要になってきています。平成17年4月に課徴金制度が導入され、その調査権限が証券監視委に委任されました。また、平成17年7月には、虚偽の有価証券報告書等提出に係る検査権限が証券監視委に委任されました。さらに、これまでの証券会社等の取引の公正確保に関する検査に加え、財務の健全性等に関する項目が検査対象となったほ

か、投信・投資顧問業者等に対する検査権限も委任され、また、新たに外国為替証拠金取引を行う業者が金融先物取引業者として検査の対象となるなど、証券監視委の検査範囲が大幅に拡大されました。

本公表の対象期間（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで。以下「平成17事務年度」という。）を顧みますと、前事務年度に引き続き、日本の証券市場を舞台として、社会的に強く関心を集め、マスメディアにより国民に広く報道される出来事が多く見られました。

まず、証券監視委は、いわゆる投資ファンド関連の不正取引について犯則事件として告発しました。平成18年1月、証券監視委は東京地方検察庁と合同で㈱ライブドア等に対する強制調査に着手し、調査を進めた結果、投資事業組合を利用した偽計や粉飾決算等の実態が判明し、同年2月に風説の流布及び偽計について告発、同年3月に虚偽の有価証券報告書提出の嫌疑について告発しました。同社は昨年（平成17年）のニッポン放送株取得を巡る一連の動向などで注目を集めていたこともあり、本件を通じ、市場監視体制のあり方を巡っても様々な議論がなされました。

また、同年6月、その動向が市場の注目を集めていたいわゆる村上ファンドについても、ライブドアの幹部らから重要情報の伝達を受けて買い付けたニッポン放送株に係るインサイダー取引事件について告発したところです。

犯則事件のほか、市場における不正取引に対して、平成17年4月に導入された課徴金制度に係る調査を開始しました。平成18年1月の㈱ガーラの株券に係る内部者取引を皮切りに9件の課徴金納付命令勧告を行っており、不正な取引については重大・悪質な事件でなくても厳正な対応を行っています。上場会社等の役員により不正取引が行われた場合、賦課される課徴金の金額自体もさることながら、勧告に係る事実が公表されることとなるため、当該上場会社等の内部管理体制が問われ、市場の厳しい批判にさらされることとなります。

次に、投資者に自己責任を求めるためには適正なディスクロージャーが確保されていることが前提となりますが、有価証券報告書等の虚偽記載の事件も大きな話題となりました。まず、平成17年8月、(株)カネボウに係る虚偽の有価証券報告書提出嫌疑事件について、同社の前経営陣を告発しました。また、上述のとおり、ライブドア事件についても、平成18年3月、虚偽の有価証券報告書提出嫌疑事件について告発しております。これらの事件においては、本来、企業の財務情報の信頼性の確保のため重大な役割を担うべき、企業の監査を担当していた監査法人の公認会計士が本件に深く関与していたことが判明し、それぞれ、昨年9月（カネボウ関連）、本年3月（ライブドア関連）に当該公認会計士を告発しました。

このような犯則事件調査のほか、ディスクロージャー制度の信頼性確保のため、証券監視委では平成17年7月に委任された権限に基づき、開示検査も実施しております。これまでに22件の報告徴取又は立入検査を実施し、このうち(株)ペイントハウスに対しては、初の訂正報告書の提出命令の勧告を行いました。

また、証券市場が公正かつ効率的なものであり、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、証券会社等の証券市場の仲介者の役割が重要です。証券市場の仲介者がその役割を果たすには、証券市場の仲介者たる証券会社等の財務が健全であり、適切な業務運営が確保されていなければならないことはいうまでもありませんが、そのためには証券市場の仲介者への検査が重要です。証券監視委では、従来からの証券会社等に加え、悪質な業者による被害が問題となっていた外国為替証拠金取引を扱う金融先物取引業者、不動産証券化の流れの中で急成長してきた不動産投資信託（REIT）等に対しても、新たに付与された権限に基づき検査を実施し、法令違反が認められた者に対して行政処分等を行うよう勧告を行っています。

最後に、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが証券市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければなりません。このため、証券市場の実態を踏まえた市場のルール整備が行われるよう、証券監視委は、金融庁長官に対し、ルールの策定等を求める申し立て（建議）を行う権限があります。平成17事務年度では、インターネット取引の増加等により市場で問題となっているいわゆる「見せ玉」や海外投資家によるインサイダー取引の防止策などのルール作りを金融庁長官に求めており、これを受けて、証取法等の改正案に盛り込まれ、先の通常国会で法律が成立するなどの対応が行われています。

証券市場を取り巻く環境は今後も様々に変化し、新たな商品や取引形態の出現等の動きが見られることが考えられます。また、先の通常国会において、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図るとともに、商品ファンド販売業者等に対する検査権限が拡大され、また、公開買付制度や大量保有報告書制度その他の開示書類に関する制度の整備等を行うため、証取法を改組して金融商品取引法とする等の法改正が行われたところであり、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっています。証券監視委としては、今般の法改正も踏まえつつ、証券市場における新たな動向にも絶えず監視の目を向け、引き続き、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼の保持に最善を尽くしてまいります。

# 証券監視委の活動状況

# 第1章 組 織

## 第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成16年7月20日から5期目に入っており、委員長に高橋武生、委員には野田晃子及び水城武彦がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

証券監視委の事務局は、事務局長及び次長の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課で構成されている(注1)。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、平成18年度(注2)予算において、平成17年度末の定員307人に対し11人の純増が認められ、平成18年度末で合計318人の体制となっている。

(注1)平成18年7月1日に、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から5課体制に再編された。

(注2)年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する勧告・建議に関する事務などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、証券会社等に対する検査を行う。
- (4) 課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査（以下「課徴金調査」という。）や開示検査を行う。
- (5) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、平成18年度予算において6人の増員が認められ、合計で246人となっている。

証券取引等監視官（部門）は、取引審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。



## 第2章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概 説

#### 1 犯則事件の調査の目的及び権限

投資者が安心して参加できる証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が公正・公平に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査の目的は、これら証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることである。この犯則事件の調査権限は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図る目的から、証券監視委の設置に伴い設けられたものである。

また、課徴金調査や開示検査、証券検査が、内閣総理大臣及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行われるのに対して、犯則事件の調査は、証券監視委職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されている。権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、本人確認法においても、証取法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第170条、本人確認法第18条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条等、外証法第53条、金先法第171条、本人確認法第18条）とがある。

## 2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第33条）で定められている。主なものとしては、証券会社等を対象とする損失補てんのほか、発行会社を対象とする虚偽の有価証券届出書及び同報告書提出、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、相場操縦などがある（附属資料168頁以下参照）。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第183条、本人確認法第18条）証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに検察官に引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第53条、金先法第186条、本人確認法第18条）。

## 第2 犯則事件の調査・告発実績

平成17事務年度の告発事案は、いずれも証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質なものであったが、特に社会に大きな影響を与えたものとして、カネボウ㈱に係る虚偽の有価証券報告書提出嫌疑事件、ライブドアに係る一連の事件、いわゆる村上ファンドによる㈱ニッポン放送株に係るインサイダー取引事件が挙げられる。

まず、カネボウ㈱に係る虚偽の有価証券報告書提出嫌疑事件については、平成17年7月に東京地方検察庁と合同で強制調査を実施するなど、調査を進めた結果、大量の不良在庫を抱え、業績が悪化していた子会社

を連結決算の対象からはずすなどの方法により粉飾を行っていたことが判明し、平成17年8月に同社の前経営陣を告発するとともに、同年9月に、本件に深く関与していたことが認められた同社の監査を担当していた中央青山監査法人の公認会計士を告発した。

また、(株)ライブドアに係る一連の事件については、平成18年1月に東京地方検察庁と合同で強制調査を実施するなど、調査を進めた結果、投資事業組合を利用した偽計や粉飾決算等の実態が判明し、同年2月に(株)ライブドアマーケティング株に係る風説の流布及び偽計の嫌疑について、(株)ライブドア前代表取締役らを告発、同年3月に(株)ライブドアに係る虚偽の有価証券報告書提出の嫌疑について、(株)ライブドア前代表取締役ら及び同社の監査を担当していた港陽監査法人の公認会計士らを告発した。

さらに、いわゆる村上ファンドによる(株)ニッポン放送株に係るインサイダー取引の嫌疑について、平成18年6月に東京地方検察庁と合同で強制調査を実施するなど、調査を進めた結果、(株)M A C アセットマネジメント及びその取締役(実質的経営者)を告発した。

このように平成17事務年度においては、いわゆる投資ファンド関連の不正取引や、監査を担当していた監査法人の公認会計士が関与したディスクロージャー関連の事件が大きな問題となった。

なお、上記のようにカネボウ(株)及び(株)ライブドアに係る虚偽の有価証券報告書提出嫌疑事件においては、監査を担当していた監査法人の公認会計士が事件に深く関与していたことが認められたが、現行の証券取引法においては、事件に関与していた公認会計士の所属する監査法人に対しては刑事責任を求めることができないことから、平成18年4月に、刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方を総合的に検討し、必要かつ適切な措置を講ずることを求める旨の建議を金融庁長官に対して行った。

## 1 犯則事件の調査の実施状況

平成17事務年度においては、カネボウ㈱に係る虚偽の有価証券報告書提出、㈱ソキア株に係る相場操縦、㈱ライブドアマーケティング株に係る風説の流布及び偽計、㈱ニッポン放送株に係る内部者取引の嫌疑により、それぞれ犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行った。

(注) なお、カネボウ㈱にかかる虚偽の有価証券報告書提出嫌疑事件の強制調査については、カネボウ㈱、同社前代表取締役会長兼社長らに対する嫌疑、及び同社の監査を担当していた中央青山監査法人に所属する公認会計士に対する嫌疑それぞれについて実施している。

## 2 告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、虚偽の有価証券報告書等の提出につき4件・16名(カネボウ事件2件、ライブドア事件2件)、相場操縦につき1件・1名(ソキア事件)、風説の流布及び偽計につき1件・6名(ライブドアマーケティング事件)、内部者取引につき5件・9名(東北エンタープライズ事件3件、アライドテレシス事件、ニッポン放送事件(Aらに係る内部者取引事件))の合計11件・32名について、証取法違反の罪に該当するとし検察官に告発した。

この結果、証券監視委が発足以来行った告発は、85件272名となり、その類型別内訳は、虚偽の有価証券報告書の提出等23件・87名、損失補てん7件・44名、風説の流布及び偽計9件・22名、相場操縦10件・24名及び内部者取引38件・98名となる。

(注) 1件の告発で2種類の類型について告発している事案があるため、告発件数と類型別の内訳の件数の合計は一致しない。

( 附属資料176頁以下の告発事件の概要一覧表参照 )

### 3 告発事案の概要

#### (1) カネボウ事件（その1 虚偽の有価証券報告書提出）

##### 〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、カネボウ㈱に係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法（第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、平成17年7月29日、東京地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成17年8月17日、犯則嫌疑法人1社（カネボウ㈱）及び犯則嫌疑者3人を、東京地方検察庁検察官に対して告発した。

##### 〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人カネボウ㈱の代表取締役会長兼社長であった犯則嫌疑者A、取締役副社長であった同B及び常務取締役であった同Cは、共謀の上、同社の業務に関して、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、平成14年3月期及び平成15年3月期の二期において、連結純資産をそれぞれ約800億円粉飾するなどして、虚偽の記載のある連結貸借対照表及び連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。

##### 〔告発後の経緯〕

平成17年8月18日、被告発人A、同Bについて公訴の提起が行われた。Aについては、平成18年3月27日、東京地方裁判所において懲役2年（執行猶予3年）、Bについては、同日、同裁判所において懲役1年6月（執行猶予3年）の判決が言い渡され、それぞれの裁判は確定した。

## (2) カネボウ事件（その2 虚偽の有価証券報告書提出）

### 〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、カネボウ㈱に係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法（第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、平成17年9月13日、東京地方検察庁と合同でカネボウ㈱の監査証明の業務に従事していた中央青山監査法人の公認会計士らの強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成17年9月30日、犯則嫌疑者4人を、東京地方検察庁検察官に対して告発した。

### 〔告発の対象となった犯則事実〕

カネボウ㈱の監査証明の業務に従事していた中央青山監査法人の公認会計士である犯則嫌疑者D、同E、同F及び同Gは、カネボウ㈱の前代表取締役会長兼社長Aらと共謀のうえ、同社の業務に関して、平成14年3月期及び平成15年3月期の2期において、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表及び連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。

### 〔告発後の経緯〕

平成17年10月3日、被告発人D、同E及び同Fについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

## (3) ソキア事件（相場操縦）

### 〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)ソキアの株券に係る相場操縦が証取法(第159条第1項等、相場操縦的行為の禁止)に違反するとして、平成17年10月26日、大阪地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成17年11月15日、犯則嫌疑者1人を、大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者Aは、平成14年4月中旬から同年5月上旬までの間、東京証券取引所市場第一部に上場されていた(株)ソキアの株券につき、

その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己名義等で、複数の証券会社を介し、連続した成行注文又は高指値の買い注文を発注して高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計約248万株を買い付ける一方、同株券合計約267万株を売り付け、大量の下値の買付け注文をして下値を支えるなどの方法により、同株券合計約114万株の買付けの委託を行う一方、同株券1千株の売付けの委託をして、その株価を405円から530円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作等を行うとともに、

他人をして、同株券の売買が繁盛に行われていると誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、同株券合計約71万株について、自己のする売付けと同時期に別途自己において買付けをし、もって、権利の移転を目的としない仮装の売買を行った。

〔告発後の経緯〕

平成17年11月15日、被告発人Aについて公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

#### (4) ライブドアマーケティング事件（風説の流布及び偽計）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)ライブドアマーケティングの株券に係る風説の流布及び偽計が証取法（第158条等、風説の流布の禁止、偽計の禁止）に違反するとして、平成18年1月16日、東京地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成18年2月10日、犯則嫌疑法人2社（(株)ライブドア、(株)ライブドアマーケティング）及び犯則嫌疑者4人を、東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人(株)ライブドアの代表取締役であった犯則嫌疑者Aら4名は、実質的には、既に(株)ライブドアが買収済みの(株)マネーライフ社について、同社の企業価値を過大に評価した株式交換比率での交換によって、(株)ライブドアマーケティング株式を取得し、分割割合を1対100とする株式分割を行う旨の公表と併せて、同社の平成16年12月第3四半期に架空の売上を計上して黒字化した虚偽の業績を発表することにより、同社の株価を上昇させた上で、これを売却して利益を得ようと企て、

真実は、(株)ライブドアマーケティングと(株)マネーライフ社との株式交換が、上記の企てのもとに行われ、(株)マネーライフ社の企業価値を大幅に超える数量の(株)ライブドアマーケティング株式を発行させ、同株式をV L M A 2号投資事業組合名義で(株)ライブドアが取得して、その売り抜けを計画している株式交換であるのに、平成16年10月25日、「株式交換比率（1対1）については、第三者機関が算出した結果を踏まえ、両者間で協議の上で決定した。」旨等の虚偽の内容を含む公表をし、



次いで、同年11月9日、同月8日に公表された(株)ライブドアマーケティング株式の100分割に伴い上記株式交換比率を1対100に訂正する旨公表し、

さらに、真実は、(株)ライブドアマーケティングは、平成16年12月期第3四半期の売上高が6億5,400万円、経常損失3,200万円、当期純損失が2,100万円であったのに、架空売上を計上する方法により経常利益及び当期純利益が生じたかのように装い、同年11月12日、「(株)ライブドアマーケティングの第3四半期の売上高は7億5,900万円、経常利益は7,200万円、当期純利益は5,300万円である。当期第3四半期においては、前年同期比で増収増益を達成し、前年中間期以来の完全黒字化への転換を果たしている。」旨虚偽の事実を公表し、

もって、有価証券の売買その他の取引のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いるとともに、風説を流布したものである。

#### 〔告発後の経緯〕

平成18年2月13日、被告発法人(株)ライブドア及び(株)ライブドアマーケティング並びに被告発人A、B、C及びDについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

#### (5) ライブドア事件(その1 虚偽の有価証券報告書の提出)

##### 〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)ライブドアに係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法(第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)に違反するとして、

必要な任意調査を行い、平成18年3月13日、犯則嫌疑法人1社（㈱ライブドア）及び犯則嫌疑者5人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

#### 〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人㈱ライブドアの代表取締役社長であった犯則嫌疑者Aら5名は、共謀の上、同社の業務に関し、平成16年9月期決算において、売上計上の認められないライブドア株式売却益約38億円を売上高に含め、また架空売上約16億円を計上するなどの方法により、連結経常利益を約50億円と粉飾した虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。

#### 〔告発後の経緯〕

平成18年3月14日、被告発法人㈱ライブドア並びに被告発人A、同B、同C、同D及び同Eについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

### (6) ライブドア事件（その2 虚偽の有価証券報告書提出）

#### 〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、㈱ライブドアに係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法（第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、㈱ライブドアの監査証明の業務に従事していた港陽監査法人の公認会計士らに対して必要な任意調査を行い、平成18年3月30日、犯則嫌疑者2人を、東京地方検察庁検察官に対して告発した。

### 〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)ライブドアの監査証明の業務に従事していた港陽監査法人の公認会計士である犯則嫌疑者F及び同監査法人の元代表社員であり、平成15年12月に同監査法人を脱退後も引き続き上記監査の実質的な責任者として指示・助言を行うなどして(株)ライブドアの監査に関与していた犯則嫌疑者Gは、(株)ライブドアの代表取締役兼最高経営責任者であったAらと共謀の上、同社の業務に関し、同社の平成15年10月1日から平成16年9月30日までの連結会計年度につき、同年12月27日、関東財務局長に対し、同年度に連結経常損失が3億1,278万円発生していたにもかかわらず、売上計上の認められない(株)ライブドア株式売却益37億6,699万円を売上高に含め、(株)ロイヤル信販及び(株)キューズ・ネットに対する架空売上15億8,000万円を計上するなどして連結経常利益を5億3,421万円として記載した内容虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

### 〔告発後の経緯〕

平成18年3月31日、被告発人F及び同Gについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

## (7) 東北エンタープライズ事件(その1 内部者取引)

### 〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)東北エンタープライズの株券に係る内部者取引が証取法(第166条第1項等、会社関係者の禁止行為)に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年2月22日、犯則嫌疑者1人を福島地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱東北エンタープライズは、民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定をし、平成16年5月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者Aは、同社の社員であったものであるが、その職務に関し、同社が上記決定をした旨の重要事実を知り、その公表前に㈱東北エンタープライズ株券を売り付けて損失を回避しようと企て、同年5月、同社の株券2万6,625株を約345万円で売り付けた。

〔告発後の経緯〕

平成18年6月5日、被告発人Aについて公訴の提起が行われ、福島地方裁判所において公判係属中である。

(8) 東北エンタープライズ事件(その2 内部者取引)

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、㈱東北エンタープライズの株券に係る内部者取引が証取法(第166条第1項等、会社関係者の禁止行為)に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年2月22日、犯則嫌疑者1人を福島地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱東北エンタープライズは、民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定をし、平成16年5月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者Bは、同社の社員であったものであるが、その職務に関し、同社が上記決定をした旨の重要事実を知り、その公表前に㈱東北エンタープライズ株券を売り付けて損失を回避しようと企て、同年5月、同社の株券9,625株を約124万円で売り付けた。

〔告発後の経緯〕

平成18年6月5日、被告発人Bについて公訴の提起が行われ、福島地方裁判所において公判係属中である。

(9) **東北エンタープライズ事件（その3 内部者取引）**

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)東北エンタープライズの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第3項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年2月22日、犯則嫌疑者1人を仙台地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)東北エンタープライズは、民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定をし、平成16年5月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者Cは、同社の社員であったものであるが、その職務に関し、同社が上記決定をした旨の重要事実を知った同社取締役から伝達を受け、その公表前に(株)東北エンタープライズ株券を売り付けて損失を回避しようと企て、同年5月、同社の株券2万7,000株を約429万円で売り付けた。

〔告発後の経緯〕

平成18年7月5日、被告発人Cについて公訴の提起が行われ、仙台地方裁判所において公判係属中である。

## (10) アライドテレシス事件（内部者取引）

### 〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、アライドテレシス(株)の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第1項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成18年5月30日、犯則嫌疑者4人を、さいたま地方検察庁検察官に告発した。

### 〔告発の対象となった犯則事実〕

アライドテレシス(株)は、株式の分割を行うことについての決定をし、平成16年4月、その旨を公表した。

犯則嫌疑者Aは、同社の上級執行役員として、4月15日ころ、その職務に関し、上記重要事実を知ったものであるが、

同A及び同Bは、共謀の上、上記重要事実の公表前である4月20日、B名義で、同社の株式1,000株を買い付け、

同Bは、4月15日ころ、同Aから、同人がその職務に関し知った上記重要事実の伝達を受け、同重要事実の公表前である4月20日、自己名義で、同社の株式1,000株を買い付け、

同A及び同Cは、共謀の上、上記重要事実の公表前である4月23日、同Cの知人名義で、同社の株式1,500株を買い付け

同Dは、4月16日ころ、同Aから、同人がその職務に関し知った上記重要事実の伝達を受け、同重要事実の公表前である4月19日及び20日、自己の知人名義で、同社の株式2,000株を買い付けた。

同Dは、4月17日ころ、同Aから、同人がその職務に関し知った上記重要事実の伝達を受け、同重要事実の公表前である4月19日、自己名義で、同社の株式1,000株を買い付けた。

(1) ニッポン放送事件（Aによる内部者取引）

〔調査の実施状況及び告発の状況〕

証券監視委は、(株)ニッポン放送の株券に係る内部者取引が証取法（第167条第3項等、公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成18年5月30日、東京地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成18年6月22日、犯則嫌疑法人1社（株）M A C アセットマネジメント）及び犯則嫌疑者1人を、東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)ライブドアが(株)ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付に準ずる行為の決定をした。

犯則嫌疑者Aは犯則嫌疑法人の取締役であり実質経営者であったが、上記重要事実を(株)ライブドアの幹部らから伝達を受け、その公表前に(株)ニッポン放送株券を買付けて利益を得ようと企て、同事実の公表前である平成16年11月から平成17年1月までの間、(株)ニッポン放送の株券合計約193万株を価格合計約99億5,000万円で買付けたものである。

〔告発後の経緯〕

平成18年6月23日、被告発法人(株)M A C アセットマネジメント及び被告発人Aについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

## 第3章 課徴金調査

### 第1 概 説

#### 1 課徴金調査の目的及び権限

内部者取引等の違反行為に対しては、主として刑事罰によって実効性の確保を図ってきたところ、平成16年における証取法の改正により、刑事罰に加えて、平成17年4月に課徴金制度が導入された。

課徴金制度は、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、証取法上の一定の規定に違反した者に対して、金銭的負担を課する行政上の措置である。金銭的負担の水準は、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得相当額を基準に法定されている。

証券監視委は、平成17年4月1日、課徴金制度の導入に伴い、課徴金の対象となる違反行為を取り締まることを目的とし、課徴金調査・有価証券報告書等検査室（平成18年7月に「課徴金・開示検査課」に改組。）を設置した。証券監視委は、課徴金に係る必要な調査を行い、その結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うこととなる。（金融庁設置法第20条）

なお、課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる。（別紙参照）

不公正取引に係る課徴金調査の権限は、証取法第177条で定められており、



- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
  - (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- ができることとされている。

虚偽の有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査の権限は、証取法第26条で定められており、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し、

- (1) 参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
  - (2) その者の帳簿書類その他の物件を検査すること
- ができることとされている。

## 2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

具体的な課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおり。

- (1) 虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付ける行為（証取法第172条）  
課徴金額：募集・売出価額の100分の1（株券等は100分の2）
- (2) 虚偽の有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等の提出（証取法第172条の2）  
課徴金額：300万円又は株式の市場価格の総額等の10万分の3のいずれか大きい額（半期報告書及び臨時報告書の場合はその2分の1）

（注） 継続開示に係る虚偽記載については、平成17年12月1日以降に提出さ

れた有価証券報告書等のみが課徴金の対象となる。なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200万円又は株式の市場価格の総額等の10万分の2のいずれか大きい額と定められている。

(3) 風説の流布・偽計（証取法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）の終了後1か月以内に売り付けした価額から違反行為直前の価額を控除した額、又は違反行為直前の価額から違反行為終了後1か月以内に買い付けした価額を控除した額

(4) 相場操縦（証取法第174条）

課徴金額：違反行為（相場操縦）による利得と、違反行為への反対売買で違反行為終了後1か月以内に行われたものによる利得の合計額

（注）第164回国会において、平成18年6月7日に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が、新たに課徴金の対象となった（施行日は平成18年7月4日）。

(5) 内部者取引（証取法第175条）

課徴金額：重要事実の公表前6か月以内に売り付けした価額から重要事実公表後の価額を控除した額、又は重

要事実公表後の価額から重要事実の公表前 6 か月  
以内に買い付けした価額を控除した額

## 第 2 課徴金納付命令に係る勧告

平成17事務年度においては、平成18年 1月に、課徴金制度導入後初の課徴金納付命令の発出を求める勧告(株)ガーラの株券に係る内部者取引)を行った。このほか、同年 4月には、法人に対する初の課徴金納付命令の発出を求める勧告(フジプレミアム株)の株券に係る内部者取引)を行うなど、合計で 9件(個人 8件、法人 1件)の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行っている。

平成17事務年度における勧告事案は、いずれも内部者取引に関するものであったが、発行会社社員によるもの、発行会社自体によるもの、発行会社の取引先社員によるもの等、課徴金制度導入当初から、その内容は多岐にわたったものとなった。

なお、課徴金制度の導入により、刑事告発とあわせて、違反行為に対するよりきめ細かい監視を行うことが可能となったところであるが、平成17年 6月に成立した証券取引法の一部を改正する法律附則第 6 条第 1 項では、「政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

### 内部者取引に対する課徴金納付命令に係るもの〔証取法第175条〕

平成17事務年度の課徴金納付命令に係る勧告は、全て内部者取引(証取法第175条)に係るものであった。

内部者取引における課徴金額は、下記のとおり証取法第175条の規定に

基づき算定される。

・買付けを行った場合

(重要事実が公表された翌日の終値) × (買付け株数)

- (買付け価格) × (買付け株数)

・売付けを行った場合

(売付け価格) × (売付け株数)

- (重要事実が公表された翌日の終値) × (売付け株数)

## ○ (株)ガーラの株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

(株)ガーラにおいて営業等の業務に従事していた社員(課徴金納付命令対象者)及び経理等の業務に従事していた社員(課徴金納付命令対象者)が、同社が第三者割当増資及び業務提携を行うことについて決定した事実を、業務管理等の業務に従事していた社員(課徴金納付命令対象者)が、同社が業務提携を行うことについて決定した事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成17年6月21日以前に、それぞれ、同月14日、16日、16日において、株券1株を119万円、120万円、120万円で買い付けたものである。

・勧告年月日 平成18年1月13日

・課徴金額 課徴金納付命令対象者 32万円

課徴金納付命令対象者 31万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の6月23日の(株)ガーラの株価の終値である151万円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のよう算出される。

課徴金納付命令対象者

$151万円 \times 1株 - 119万円 \times 1株 = 32万円$

課徴金納付命令対象者

151万円 × 1株 - 120万円 × 1株 = 31万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成18年 1月13日  
課徴金納付命令日 平成18年 2月 8日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

### ○ 利根地下技術㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

利根地下技術㈱の管理職社員（当時）が、同社が民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことについて決定した事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年5月19日以前の同月16日に、株券9,000株を207万1,000円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年 2月 1日
- ・ 課徴金額 72万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の5月20日の利根地下技術㈱の株価の終値である150円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

売付価額（207万1,000円） - 150円 × 9,000株 = 72万1,000円

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため72万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成18年 2月 1日  
課徴金納付命令日 平成18年 2月15日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

### ○ フジプレミアム㈱の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

フジプレミアム㈱及び同社役員が、同社が株式分割を行う事実が公表される平成17年10月6日以前に、

フジプレミアム㈱については、同社役員が、同社が株式分割を行うことを決定した事実をその職務に関して知り、同社の計算において、同年10月3日に1,000株を391万6,000円で

同社役員については、同社が株式分割を行うことを決定した事実をその職務に関して知り、自己の計算において、同年9月8日、16日、22日、27日、29日、30日、10月4日、5日及び6日に合計6,100株を総額2,434万3,000円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年4月17日
- ・ 課徴金額 フジプレミアム㈱ 42万円  
同社役員 213万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の10月7日のフジプレミアム㈱の株価の終値である4,340円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

フジプレミアム㈱

434万円 (4,340円 × 1,000株)

- 391万6,000円 = 42万4,000円

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため42万円

同社役員

2,647万4,000円 (4,340円 × 6,100株)

- 2,434万3,000円 = 213万1,000円

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため213万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成18年4月17日  
課徴金納付命令日 平成18年5月9日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

○ **㈱アイネスの株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告**

(株)アイネスの会社法務等の業務に従事していた社員が、同社の純利益及び配当について、同社が新たに算出した予想値が、直近に公表された予想値との比較において差異が生じた事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成17年9月22日午後3時以前の、同日午後零時30分頃に、株券500株を49万4,500円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年5月11日
- ・ 課徴金額 5万円

(注) 重要事実公表日翌日である9月23日が市場休業日であったため、課徴金額は、当該翌日以後の直近の(株)アイネスの株価である9月26日の始値である887円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のよう  
に算出される。

売付価額49万4,500円 (989円×500株)

- 887円×500株 = 5万1,000円

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため5万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定 平成18年5月11日  
課徴金納付命令日 平成18年5月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

○ **日本プラスト(株)の株券に係る内部者取引の調査結果に基づく課徴金納付命令勧告**

日本プラスト(株)と取引関係のあるA社の社員(課徴金納付命令対象者)が、日本プラスト(株)が第三者割当による新株発行を行うことを決定した事実を、A社と日本プラスト(株)の間の契約の履行に関して知り、この事実が公表される平成17年7月7日以前の同年6月17日に、

株券7,000株を420万円で買い付けたものである。

また、同人から伝達を受けてこの重要事実を知った者（課徴金納付命令対象者）が、この事実が公表される平成17年7月7日以前の同年6月28日及び7月5日に合計5,000株を総額312万1,000円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成18年5月24日
- ・ 課徴金額 課徴金納付命令対象者 82万円  
課徴金納付命令対象者 46万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の7月8日の日本プラスト(株)の株価の終値である718円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

課徴金納付命令対象者

(718円×7,000株)

- 買付価額(600円×7,000株) = 82万6,000円

課徴金額は1万円未満を切り捨てるため82万円

課徴金納付命令対象者

(718円×5,000株)

- 買付価額312万1,000円 = 46万9,000円

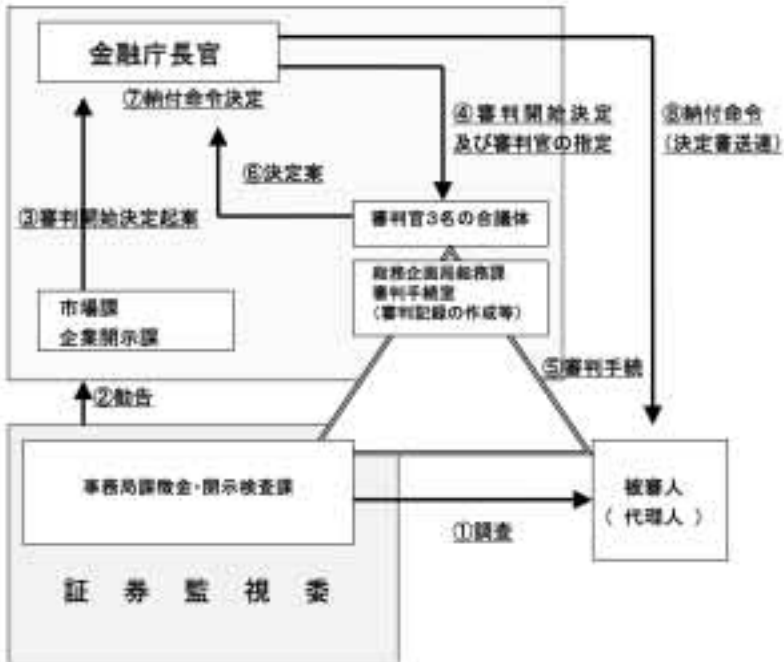
課徴金額は1万円未満を切り捨てるため46万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定 平成18年5月24日  
課徴金納付命令日 平成18年6月9日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。



### 課徴金納付命令までの流れ



証券監視委が調査を行い、

その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、金融庁長官に対し勧告を行う。

- これを受け、金融庁長官は審判手続開始決定及び審判官の指定を行い、

審判官による審判手続を経た上で、

審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出する。

- 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定等（課徴金納付命令等）を行う。

## 第4章 開示検査

### 第1 概 説

証取法においては、開示の適正性の確保を通じて公益及び投資者保護を図るため、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う（以下、「開示検査」という。）ことができることとされている。

平成16年10月中旬以降、証取法上のディスクロージャーをめぐる、不適正な事例が相次いで判明したことから、開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年7月より、内閣総理大臣及び金融庁長官から、証券監視委に委任されたところである。

開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第26条（証取法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、その特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の22第1項（証取法第27条の22の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書の提出者、その関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、その他の関

係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（証取法第27条の30第1項）

- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（証取法第27条の30第2項）
- (6) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（証取法第193条の2第4項）

（注1）なお、以下の権限については証券監視委に委任されていない。

- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の2第1項第1号及び第2号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（証取法施行令第38条の2第1項第3号）

（注2）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（証取法施行令第38条の2第1項ただし書）これらの権限及び（注1）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

証取法上、開示書類において、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣は、当該開示書類の提出者等に対し、課徴金を納付することを命じなければならない（第3章第1「2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」(1)及び(2)参照）ほか、訂正報告書等の提出を命ずることができることとされている（証取法第10条第1項等）。

証券監視委は、開示検査の結果、こうした虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、必要な行政処分を求める勧告等を行うほか、開示会社に対し、開示書類を自発的に訂正する（以下、

「自発的訂正」という。)ようしようようを行っているところである。

## 第2 開示検査の実施状況

証券監視委は、平成17年7月より、委任された権限に基づき、開示検査の適切な実施に努めてきたところである。開示検査実施の初事務年度である平成17事務年度においては、開示書類提出義務者に対して22件の開示検査を実施し、その結果、有価証券報告書の訂正報告書の提出命令の発出を求める勧告を1件行ったほか、自発的訂正が10件(うち1件は同事務年度終了後に訂正報告書を提出)行われたところである。

なお、開示検査の結果については、勧告に際して、事案の概要を公表しているほか、自発的訂正に係る事案についても、開示義務のある企業全般に対する意識の向上効果を期待でき、開示の適正化に資すると考えられることなどから、その主なものの訂正内容について公表することとしている。

## 第3 有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令に係る勧告

**有価証券報告書の訂正報告書の提出命令に係るもの〔証取法第24条の2第1項において準用する同法第10条第1項〕**

### **(株)ペイントハウス提出の有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令の勧告**

(株)ペイントハウスが、平成17年11月30日に関東財務局長に対して提出した平成17年8月期有価証券報告書には、連結純資産が約89億円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産に相当する「資本合計」欄に約27億円と記載するなどした連結貸借対照表

及び連結当期純損益が約83億円の損失であったにもかかわらず、これを約33億円の利益と記載するなどした連結損益計算書が掲載されていた。

- ・ 勧告年月日 平成18年5月29日
- ・ 勧告後の経緯 有価証券報告書の訂正報告書の提出命令発出前の平成18年6月8日に、関東財務局長に有価証券報告書の訂正報告書を提出し、受理された。

## 第4 開示検査の結果行われた自発的訂正の主な内容

### (1) A社（東京証券取引所・大阪証券取引所各第一部上場）

期末における売上単価操作等による売上等の過大計上及び架空利益の計上について、一括して事業構造改善損を計上していたが、当該架空利益の計上はその前期等に行われていたものであることから、有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、A社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

### (2) B社（東京証券取引所第一部上場）

平成18年3月期に至って判明した従業員の不正取引に係る特別損失について、前期及び前中間期において認識すべきものであることから、有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、B社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

### (3) C社（ジャスダック証券取引所上場）

過去5年度にわたり、

子会社を通じて実質的に支配している会社を連結対象に含めていなかった

関連当事者に対する貸付を「現金」として計上し、関連当事者取引の開示を行っていなかった

関連企業に対する債務保証があるにも関わらず、注記を行っていなかった

の実質的に支配している企業が行っている事業は重要性が認められるにも関わらず、セグメント情報を開示していなかった

以上の有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、C社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

(4) D社（東京証券取引所第二部上場）

過去5年度にわたり、

複数の関連当事者との取引に関して、不適切な会計処理及び関連当事者取引の注記を行っていない事例が多数認められた

関連企業に対する保証債務の存否をめぐり、争いがあるにも関わらず、偶発債務の注記を行っていなかった

以上の有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、D社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

(5) E社（ジャスダック証券取引所上場）

関連当事者に対する貸付について開示を行わず、開示金額にも漏れがあることから、有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、E社はこれを認め、所管財務局長等に有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、受理された。

(6) F社（東京証券取引所・大阪証券取引所各第一部上場）

優先匿名組合に対する拠出金を「出資金」として計上しているが、平成16年証取法改正に基づき、平成17年3月期より「投資有価証券」

として計上する必要がある等、有価証券報告書等の訂正の必要性が認められた。

当方の指摘に対し、F社はこれを認め、所管財務局長等に訂正報告書を提出し、受理された。

## 第5章 証券検査

### 第1 概 説

証券監視委は、証取法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社等に対して、主として臨店により検査を行う。

平成17年6月末までは、証券会社等に対して証券取引及び金融先物取引の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するための検査を行ってきたが、平成17年7月からは、証券監視委の市場監視機能・体制の強化が図られるとともに、証券会社等に対する検査の実効性・効率性の更なる向上を図る観点から、これまで金融庁検査局が行ってきた証券会社等の財務の健全性等に関する検査及び証券監視委の検査対象とされていなかった投資者保護基金、証券取引清算機関、投資信託委託業者、投資法人、投資顧問業者及び保管振替機関等に対する検査権限が証券監視委に委任され、検査の範囲が大幅に拡大した。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社	( 証取法第59条第1項、第194条の6 )
登録金融機関	( 証取法第65条の2第10項、第194条の6 )
証券仲介業者	( 証取法第66条の20、第194条の6 )
証券業協会	( 証取法第79条の14、第194条の6 )
投資者保護基金	( 証取法第79条の77、第194条の6 )
証券取引所	( 証取法第151条、第194条の6 )
外国証券取引所	( 証取法第155条の9、第194条の6 )
証券取引所持株会社	( 証取法第106条の27、第194条の6 )
証券取引清算機関	( 証取法第156条の15、第194条の6 )
証券金融会社	( 証取法第156条の34、第194条の6 )



- |                                       |                             |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 外国証券会社                                | ( 外証法第31条第 1 項、第42条 )       |
| 許可外国証券業者                              | ( 外証法第31条第 3 項、第42条 )       |
| 金融先物取引所                               | ( 金先法第52条第 1 項、第145条 )      |
| 金融先物取引所持株会社                           | ( 金先法第34条の48第 1 項、第145条 )   |
| 外国金融先物取引所                             | ( 金先法第55条の10第 1 項、第145条 )   |
| 金融先物取引業者                              | ( 金先法第85条第 1 項、第145条 )      |
| 金融先物取引業協会                             | ( 金先法第113条第 1 項、第145条 )     |
| 金融先物清算機関                              | ( 金先法第131条第 1 項、第145条 )     |
| 投資信託委託業者                              | ( 投信法第39条第 1 項、第225条 )      |
| 受託会社                                  | ( 投信法第39条第 1 項、第225条 )      |
| ⑳ 投資信託協会                              | ( 投信法第55条第 1 項、第225条 )      |
| ㉑ 投資法人                                | ( 投信法第213条第 2 項、第225条 )     |
| ㉒ 投資顧問業者                              | ( 投資顧問業法第36条第 1 項、第51条の 2 ) |
| ㉓ 証券投資顧問業協会                           | ( 投資顧問業法第46条第 1 項、第51条の 2 ) |
| ㉔ 特定譲渡人                               | ( S P C 法第209条、第290条 )      |
| ㉕ 特定目的会社                              | ( S P C 法第217条第 1 項、第290条 ) |
| ㉖ 特定目的信託の原委託者                         | ( S P C 法第286条第 1 項、第290条 ) |
| ㉗ 保管振替機関                              | ( 保振法第 8 条第 1 項、第41条の 2 )   |
| ㉘ 振替機関                                | ( 社振法第20条第 1 項、第136条 )      |
| ㉙ 登録機関                                | ( 社登法第10条、第 9 条第 3 項 )      |
| ㉚ その他、上記 から㉚までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者 |                             |

(注) ( ) 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

また、証券監視委は、本人確認法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施している。

この検査は、証券会社等の顧客管理体制の整備を促進させることで、証券会社等がマネー・ロンダリングに利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者、金融先物取引業者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関

(本人確認法第8条第1項、第13条)

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる。)

これらの検査は、公益又は投資者等の保護を図ることを目的として行われるものであり、検査の結果、勧告等を行うことにより、内閣総理大臣及び金融庁長官の証券会社等に対する行政上必要な措置及び施策に資するものである。

証券会社等に対する行政処分について勧告が行われた場合には、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、証券監視委の検査結果を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞等を行った上、相当と認められる場合には、証券会社等の登録取消し、業務停止、業務改善命令の発出などの行政処分等を行うことになる。

証券会社の外務員に対する処分については、その事務が内閣総理大臣から日本証券業協会に委任されていることから(証取法第64条の7第1項)日本証券業協会は、証券監視委の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務停止処分を行うことになる。

## 第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、検査事務年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、基本計画においては、その検査事務年度の検査の対象とするものの種類及び数等を定めている。

平成17事務年度については、平成17年7月21日、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定めた。

### 平成17事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

#### 第1 証券検査基本方針

##### 1. 基本的考え方

近年の内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムの改善・強化の必要性などから、証券市場等を巡る様々な制度的基盤の整備が進められてきている。このような中、証券取引等監視委員会の市場監視機能・体制の強化が図られ、本年7月からは、これまでの取引の公正確保に係る検査権限に加え、証券会社等の財務の健全性等の検査項目及び投資信託委託業者等の検査対象先に係る検査権限がそれぞれ大幅に拡大された。

これらを踏まえ、監視委員会としては、これまでの証券検査の基本的考え方である取引の公正確保や個人投資家の保護について、引き続きこれを維持するとともに、新たな検査権限についても適切にこれを行使することにより、検査項目や検査対象先の相互の有機的な関連にも関心をもって、総合的な視野からの深度ある検査を実施していくこととする。

監視委員会の基本的な使命は、市場に対する信頼を保持していくことであり、その中核としての役割を担う証券会社等の検査対象先に対する検査権限を厳正かつ的確に執行することが、引き続き証券検査に求められる最も重要な役割であると考えている。

証券検査は、情報通信技術の発展やクロスボーダー取引の増加など証券市場等を巡る環境の変化に即応して、効率的かつ効果的に実施することが重要であり、その結果に基づき、金融庁等に対し、行政処分等を求める勧告を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、常に建議に向けた適正な対応を図っていくこととする。

平成17事務年度（平成17年7月～18年6月）の証券検査においては、新たな検査体制と権限の下で、公正かつ透明性の高い健全な証券市場等の確立のため、証券会社等の法令の遵守を図り、市場に対する投資者等の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

## 2. 平成16事務年度検査結果

平成16事務年度（平成16年7月～17年6月）の検査結果をみると、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為」、「有価証券の売買等に関し、虚偽の表示をする行為又は誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」、「多数の営業員による取引一任勘定取引の契約を締結する行為」又は「投資信託の乗換えを勧誘するに際し、乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」など一部の検査対象先においては重大な法令違反行為が認められた。

また、営業姿勢面では、「償還乗換優遇制度について十分な説明を行わない投資信託の販売」など顧客に対し誠実かつ公正に業務を執行しているとはいえない事例が認められた。

さらに、内部管理面では、指摘を行った法令違反行為等に関し、当該行為発生の要因となる内部管理体制の不備が認められた。

特に、検査重点事項のひとつであった登録金融機関に対する検査件数が大幅に増加しており、登録金融機関について、初めて行政処分等を求める勧告を行った。

## 3. 平成17事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の検査結果等を踏まえ、平成17事務年度における証券会社等に対する検査は、特に以下の点に重点を置いて実施することとする。

### (1) 効率的な証券検査のための事務運営上の重点事項

限られた資源の有効活用の観点から、効率的な検査実施の

ための方策を講じ、その実効性の確保を図る。

#### 検査対象先の弾力的選定

検査対象先については、機動的かつ効率的な検査実施の観点から、市場の動向について専門的な分析を行っている市場分析審査室の審査結果の活用に加え、情報収集・検査結果分析体制の強化による分析結果、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案して、弾力的に選定する。

その際、これまでの検査実施状況等からみて検査周期に変化をつけることなどによって、検査周期の差別化を図ることにより、機械的・画一的な選定とならないよう留意する。

#### 複眼的視野からのグループ一体型検査の実施

親子法人間における弊害防止措置規定の遵守状況や資本関係等にあるグループ内取引の内容等の検証に当たり、効率的かつ深度ある検査を行うため、証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者、登録金融機関及び証券仲介業者等のグループ内検査対象先の一体型の同時検査を実施する。

なお、いわゆる金融コングロマリットを構成しているグループ内の検査対象先についても、同様の観点から、金融庁検査局との間で、同時検査も含めた必要な連携を図る。

#### 検査・監督部局の連携強化

効率的かつ効果的な検査実施の観点から、監視委員会と監督部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ、監督部局が監督を

通じて把握した検査に有効な情報の受入れや監視委員会が検査を通じて把握した監督に有効な情報の提供を行うことにより、検査・監督相互の問題意識や情報を共有するなど適切な連携を図る。

#### 財務局監視官部門との連携強化

委員会と財務局監視官部門との検査手法や問題認識の共有に加え、グループ内検査対象先の一体型の同時検査の円滑な実施の観点から、合同検査の積極化を含めた相互の連携を図る。

また、証券検査実施計画の調整や検査で把握した問題点等の情報交換の積極化を図る。

#### 基本指針や改正検査マニュアルの公表

効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券検査に関する基本指針」を策定したほか、監視委員会における証券検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等を一部改正し、検査プロセスの透明化や検査実施の円滑化に資するため、これらを公表した。

- (2) 深度ある効果的な証券検査のための検査実施上の重点事項  
検査権限の適正な行使により、検査機能を有効に発揮する観点から、深度ある効果的な検査実施のための方策を講じ、その実効性の確保を図る。

#### 深度ある問題把握のための着眼点

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究することとする。その際、形式的な管理体制の存在のみならず、その体制が有効に機能しているかについて深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証することによって、経営管理上の問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行うとともに、職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定する。

#### 投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについての的確に検証する。

特に個人投資家等に対して、デリバティブを組み込んだ複雑な金融商品や新しいタイプの証券化商品を販売する際に、商品内容の説明やその特性、リスク等の説明において誤解を生ぜしめるべき表示等の法令違反行為が行われていないか、投資信託の乗換えを勧誘する際に、乗換えに関する重要な事項について説明が行われているか、いわゆる適合性原則の観点から問題がないか等を的確に検証する。



### 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正かつ透明性の高い健全な証券市場の構築のための根幹である公正な価格形成を阻害するおそれのある行為を行っている証券会社等やそのような行為を受託している証券会社等に対しては、厳正に検査を実施するとともに、その売買審査体制等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引を取り扱う証券会社については、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買審査体制等についても検証する。

### 法人関係情報に係る管理体制の検証

企業の資金調達や組織再編等のための手段が多様化し、証券市場に影響を与える情報の増加が見込まれることを踏まえ、不公正な取引を防止する観点から、法人関係情報が適切に管理されているか、すなわち、法人関係情報の登録、情報隔壁及び売買管理等の一連の管理状況について、不公正な取引の未然防止上、これらが十分機能する体制となっているかなどについて、その実態把握も含め重点的に検証する。

### 最良執行義務の適正な遵守状況の検証

市場間競争の制度的枠組みの整備に伴って導入された最良執行義務は、投資者保護上重要な規定と位置づけられていることから、最良執行方針等の作成、公表、執行、交付及び最良執行説明書の交付等の適正な法令遵守状況について重点的に検証する。

その際に、最良執行義務が顧客にとって最も有利な条件で売買を執行するような合理的な注意を尽くす義務であることにかんがみ、利益相反の可能性のある行為等が行われていないかについても留意する。

#### 財務の健全性等の検証

証券会社等の財務の健全性等の検証に当たっては、監督部局におけるオフサイト・モニタリングの状況を踏まえ、自己資本規制比率や顧客資産の分別保管義務の遵守状況を中心に検証する。

なお、自己資本規制比率の著しい低下や分別保管義務違反が認められ、投資者保護上影響があると考えられる場合等には、監督部局に速やかに連絡するなど機動的な対応を図る。

#### 登録金融機関に対する法令遵守状況の検証

登録金融機関の業務範囲の拡大や業務量の増加がみられることにかんがみ、投資信託の販売に係る行為規制等の遵守状況に加え、証券仲介業務が可能となったことに伴って新たに設けられた弊害防止措置規定や法人関係情報に関する規定等の遵守状況についても的確に検証する。

特に、前事務年度において、信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為などの法令違反行為によって、初の登録金融機関に関する勧告事例が認められたことも踏まえ、登録金融機関特有の行為規制の遵守状況等について重点的に検証する。

また、顧客資産の分別保管義務の遵守状況についても、その重要性にかんがみ、的確に検証する。

新たな検査対象先における適正な業務遂行についての検証  
投資者保護等を図る観点から、資産運用や投資助言業務を適正に遂行する役割を担う投資信託委託業者や投資顧問業者に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令遵守状況について重点的に検証する。

また、外国為替証拠金取引を行う金融先物取引業者に対し、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすることを禁止した、いわゆる不招請勧誘の禁止等の取引の公正確保に係る行為規制についても重点的に検証する。

#### 自主規制機関の適切な機能発揮のための検証

常に自主規制機関と情報交換を図ることによって、業界の実態把握に努めるとともに、機動的かつ実効性の高い自主規制機能が適切に発揮されているかについて検証する。

特に、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、検査や監査等を行う業務及びその結果に基づく必要な処分等の措置を行う業務等の自主規制機能についての的確に検証する。

#### 過去の証券検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改

善されていない事例が認められていることにかんがみ、引き続き、過去の検査で指摘された事項についての改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同一の法令違反行為が行われている場合には、厳しく対処する。

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 証券会社等検査

国内証券会社	90社(うち財務局等が行うもの79社)
外国証券会社	10社
登録金融機関	30社(うち財務局等が行うもの24社)
投信・投資顧問業者	51社(うち財務局等が行うもの35社)
金融先物取引業者	5社(うち財務局等が行うもの5社)

(注1) 上記検査に代えて、特別検査を実施することがある。

(注2) 国内証券会社については、上記のほかに、支店のみを対象とした検査を21支店実施する。

(注3) 証券会社の検査に併せ、必要に応じて証券仲介業者に対する検査を実施する。

(注4) 上記のほかに、金融先物取引業者は、証券会社等検査の際併せて実施するものもある。

### 2. その他証券検査

自主規制機関	必要に応じて実施
--------	----------

### 第3 検査実績

#### 1 検査計画及びその実施状況

- (1) 平成17事務年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

##### 証券会社等

平成17事務年度において、国内証券会社90社、外国証券会社10社及び登録金融機関30機関に対する検査計画を策定していたが、検査着手件数は、国内証券会社88社、外国証券会社10社及び登録金融機関28機関であった。

また、証券仲介業者1社の検査を、所属証券会社の検査と同時にを行った。なお、証券仲介業者に対する検査は、平成16年4月の証券仲介業制度導入以降、初めてである。

平成17事務年度に検査着手したもののうち、国内証券会社56社、外国証券会社7社、登録金融機関24機関及び証券仲介業者1社については、同事務年度中に被検査法人に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している。

また、平成16事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった国内証券会社13社、外国証券会社5社及び登録金融機関3機関については、平成17事務年度中にすべての検査が終了している（附属資料238頁以下参照）。

##### 金融先物取引業者

平成17事務年度において、金融先物取引業者5社に対する検査計画を策定していたが、検査着手件数は13社であった。

平成17事務年度に検査着手したもののうち、12社については、同事務年度中に検査が終了している。

#### 投信・投資顧問業者等

平成17事務年度において、投信・投資顧問業者51業者に対する検査計画を策定していたが、検査着手件数は、投資信託委託業者14社及び投資顧問業者25業者であった。

また、投資法人2法人の検査を、当該投資法人の資産運用を行っている投資信託委託業者の検査と同時に行った。

平成17事務年度に検査着手したもののうち、投資信託委託業者10社、投資法人2法人及び投資顧問業者17業者については、同事務年度中に検査が終了している。

#### 自主規制機関

平成17事務年度において、札幌証券取引所及び福岡証券取引所に対し、検査に着手した。

また、このほかに、被検査法人等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務の検査の際に併せて兼営している業務の検査を実施した。

なお、平成17事務年度中に、投信・投資顧問業者1業者、金融先物取引業者1社から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があった。

(注) 意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成13年10月以降に着手した検査において適用されているもので、検査中に十分議論を尽くした上で意見相違となった事項につき、被検査法人等が証券監視委事務局長あてに意見申出書を提出するものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

- (2) 平成17事務年度に検査が終了したもの（平成16事務年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反が認められた29件（証券会社12社、証券仲介業者1社、金融先物取引業者7社、投資信託委託業者3社、投資法人2法人及び投資顧問業者3業者並びに外務員16人）については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局が行政処分等を実施している（第5「証券会社等に対する行政処分等に係る勧告」参照）。

また、証券会社の使用人であった者に重大な法令違反が認められたが既に退職している場合において、他社において外務員登録を受けているものについては、他社の外務員登録に関する処分を勧告した。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、監督部局へ連絡している。これを受けて監督部局は被検査法人等に対して改善策の報告を求めている。

- (3) 平成17事務年度における特色は、以下のとおりである。

金融先物取引業者に対する検査を当初計画より多く実施した。これは、平成17年7月の改正金先法の施行により、外国為替証拠金取引業者が新たに登録を要する金融先物取引業者として規制されることとなり、登録前のみなし金融先物取引業者である外国為替証拠金取引業者に対し重点的に検査を実施したためである。その結果、複数の金融先物取引業者について、行政処分の勧告を行った（本文86頁以下参照）。

資本関係にあるグループ内取引の内容等の検証にあたり、効率的かつ深度ある検査を行うため、証券会社、登録金融機関及び投信・投資顧問業者のグループ内検査対象先の一体型の同時

検査を実施し、また、いわゆる金融コングロマリットを構成しているグループ内の検査対象先についても金融庁検査局と同時検査を実施した（附属資料242頁参照）。

**別表 平成17事務年度の検査実施状況**

（参考）

区 分	検査 計画	検査 着手	検査 終了	検査対象 業者等数
証券会社	100	98	63	303
国内証券会社	90	88	56	267
証券監視委	11	15	5	37
財務局長等	79	73	51	230
外国証券会社	10	10	7	36
登録金融機関	30	28	24	1,188
証券監視委	6	5	3	84
財務局長等	24	23	21	1,104
証券仲介業者	-	1	1	507
金融先物取引業者	5	13	12	163
投信・投資顧問業者等	51	41	29	1,051
投資信託委託業者	16	14	10	117
投資法人	-	2	2	51
投資顧問業者	35	25	17	883
自主規制機関	-	2	-	7

（注1）検査終了欄は、平成17事務年度に着手し、同年度未までに被検査法人等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

（注2）特別検査は検査計画には計上していないが、検査着手及び検査終了には計上している。

（注3）被検査法人等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、



主たる業務先のみに区分している。

(注4) このほか、財務局長等が単独で支店のみを検査を実施したものが19支店(うち、検査を終了したものは16支店)ある。

(注5) 外国証券会社、投資信託委託業者、投資法人及び自主規制機関は、証券監視委が検査を実施している。

(注6) 証券仲介業者、金融先物取引業者及び投資顧問業者は、財務局長等が検査を実施している。

(注7) 検査対象業者等数は、平成18年6月末時点(投資顧問業者のみ同年5月末時点)のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

## 2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成17事務年度に検査着手した証券監視委検査及び財務局長等検査(支店単独検査を除く。)の1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員(臨店期間分)は、国内証券会社131人・日、外国証券会社184人・日、登録金融機関47人・日、金融先物取引業者63人・日、投資信託委託業者142人・日、投資顧問業者17人・日及び自主規制機関74人・日となっている。なお、国内証券会社の最少検査投入人員は12人・日、最多検査投入人員は960人・日となっている。

## 第4 検査結果の概要

### 1 証券会社に対する検査

平成17事務年度に検査が終了した証券会社は81社(特別検査を含み、支店単独検査は含まない。)であるが、このうち51社において問題点が認められた。問題点が認められた51社中、不公正取引に関するものは14社、投資者保護に関するものは21社、財産・経理等に関

するものは18社、その他業務運営に関するものは35社に問題点が認められた。(問題点が認められた会社数は、複数の問題点が認められた場合に各項目で重複する会社があるため、各項目の合計とは一致しない。問題点のうち、勧告したものについては、第5「(1)証券会社の処分に係る勧告」及び「(3)外務員の処分に係る勧告」で詳細を記述する。その他は、勧告を行っていないが、証券会社に対し通知を行っている。)

(1) **不公正取引に関するもの**

**取引一任勘定取引の契約を締結する行為**〔証取法第42条第1項第5号〕

**実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券指数等先物取引**〔外証法第14条第1項(平成16年法律第97号による改正前のもの)において準用する証取法第42条第1項第9号(平成16年法律第97号による改正前のもの)に基づく外証法府令第24条第21項(平成16年内閣府令第92号による改正前のもの)において準用する行為規制府令第4条第3号(平成17年内閣府令第6号による改正前のもの)〕

**有価証券の売買その他の取引等につき、生ずることとなる損失及び生じた損失を補てんすることを約束する行為並びに生じた損失を補てんするために財産上の利益を提供する行為**〔証取法第42条の2第1項第1号、第2号及び第3号〕

**顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況**〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号〕

**実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない**と認められる状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令

第10条第10号（平成17年内閣府令第6号による改正前のもの）]

(2) **投資者保護に関するもの**

**有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為  
又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為**

〔証取法第42条第1項第10号（平成16年法律第97号による改正前の同項第9号を含む。）に基づく行為規制府令第4条第1号〕

**外国証券の取引に関し、顧客に必要な情報を適切に通知して  
いないと認められる状況**〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第7号〕

**目論見書交付の遅延**〔証取法第15条第4項（同法第27条において準用する場合を含む）〕

当社は、株式等の公募において、最終訂正目論見書を募集最終日に顧客に向けて郵送し、同日を越えて交付していた。

**最良執行方針の交付前に顧客から注文を受けた行為**〔証取法第43条の2第4項〕

当社は、顧客から証券取引所に上場されている有価証券の売買に関する注文を受けようとするにあたって、あらかじめ、顧客に対し最良執行方針等を記載した書面を交付していなかった。

**業務に関する書類の未交付**〔日本証券業協会（以下「日証協」という。）公正慣習規則（以下「公慣規」という。）第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第16号〕

営業員が、顧客に対し交付すべき業務に関する書類を交付していなかった。

**従業員限りの広告**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第20号〕

営業員が、広告審査担当者の審査を受けることなく、広告物を作成し、顧客に配布した。

**新興市場銘柄についての説明未済**〔日証協公慣規第9号「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第6条の2〕

営業員が、新興市場銘柄の取引を勧誘するに際し、新興市場銘柄の取引経験のない顧客に対し、当該市場の概要及び性格についての説明をしないまま取引を開始していた。

**投資信託の償還乗換優遇制度の未利用取引**

当社は、投資信託の償還乗換優遇制度の取扱いを変更した際、同制度を利用することができる顧客にその内容を説明しないまま、新たに取得させる投資信託の申込手数料を徴していた。

### (3) 財産・経理等に関するもの

**外国証券の取引に係る顧客分別金の信託漏れ**〔証取法第47条第3項〕

**顧客分別金の不適正な分別保管**〔証取法第47条第2項、第3項〕

当社は、取次母店に信用取引の担保として差し入れている顧客から預託を受けた信用取引保証金代用有価証券のうち、無債務顧客に係る同有価証券の時価評価額を自己の固有財産と分別して保管していなかった。また、同有価証券の時価相当額を顧客分別金必要額に算入していないことから、顧客分別金の信託不足が発生していた。

**自己資本規制比率の算出誤り**〔証取法第52条第1項及び第3項〕

当社は、実際の数値と異なる自己資本規制比率を算出の上、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して届け出たほか、これを所

定の期間公衆の縦覧に供していた。

**営業報告書等の誤記載〔外証法第15条第1項及び第3項〕**

当社が作成し、当局に提出した営業報告書及び公衆の縦覧に供した業務及び財産の状況に関する説明書において、複数の項目にわたり誤った数値が記載されていた。

**損失準備金の未計上〔外証法第18条第1項〕**

当社は、当期純利益及び当期未処分利益を計上しているにもかかわらず、当該利益に対応する損失準備金を積み立てていない。

(4) **その他業務運営に関するもの**

**証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買その他の取引等をする行為〔証取法第42条第1項第9号（平成16年法律第97号による改正前のもの及び同年法律第107号による改正前の第50条第1項第6号）に基づく行為規制府令第4条第5号（証券会社の行為規制等に関する命令第4条第5号、平成10年総理府令・大蔵省令第33号による改正前の証券会社の健全性の準則等に関する省令第2条第1項第5号）〕**

**証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第11号〕**

**弊害防止措置規定違反（親法人等からの顧客に関する非公開情報の受領）〔証取法第45条第3号に基づく行為規制府令第12条第1項第7号〕**

**外国証券の取引に係る法定帳簿の不備〔証取法第188条〕**

**個人である顧客に関する情報の安全管理について、当該情報の滅失の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない**

**と認められる状況**〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号の2〕

当社は、その取り扱う個人情報の管理方法及び検査方法が不十分であり、そのため、当該情報を紛失した場合にもその事実を把握できる体制となっていなかった。

**最良執行義務違反**〔証取法第43条の2第3項〕-(注)参照

当社は、自らが定めた最良執行方針等に従って有価証券の売買に関する注文を執行していなかった。

**取引所有価証券市場外における上場株券等の媒介の報告義務違反**〔証取法第79条の2〕

当社は、上場株券等の取引所有価証券市場外での売買の媒介により成立した売買の大半について、売買成立後、法令において規定されている時間内に日本証券業協会に対し報告していなかった。

**本人確認法違反**〔本人確認法第3条第1項及び第2項〕

当社は、非居住者である顧客との間で、取引所有価証券市場における有価証券指数等先物取引の取次ぎ等を行うことを内容とする契約を締結する際、当該顧客及び当該顧客の代表者等に係る本人確認を行っていなかった。

**顧客との金銭等の貸借**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第17号〕

営業員が、顧客の株式取引において、信用取引保証金の立替えを行っていた。

(注) 最良執行義務とは、証券会社は、有価証券の売買等に関する顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定め、その方針に従って注文を執行しなければならない義務をいう。

## 2 登録金融機関に対する検査

平成17事務年度に検査が終了した登録金融機関は27機関であるが、このうち10機関において問題点が認められた。問題点が認められた10機関中、不公正取引に関するものは1機関、投資者保護に関するものは6機関、財産・経理等に関するものは2機関、その他業務運営に関するものは4機関に問題点が認められた。(問題点のうち、勧告したのものについては、第5「③外務員の処分に係る勧告」で詳細を記述する。)

### (1) 不公正取引に関するもの

**損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為**〔証取法第65条の2第6項において準用する証取法第42条の2第1項第3号〕

### (2) 投資者保護に関するもの

**外国投資信託に係る誤解を生ぜしめるべき表示をする行為**〔証取法第65条の2第5項において準用する証取法第42条第1項第10号に基づく金融機関の証券業務に関する内閣府令第21条第1号〕

外国投資信託受益証券の少数者私募に際し、当該外国投資信託受益証券の過去の運用実績及びこれから推測される将来の運用利回りという重要な事項につき、ある時点の運用実績に基づき算出した数値を記載した顧客向け資料等により、誤解を生ぜしめるべき表示をする行為を行った。

**従業員限りの広告**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第20号〕

営業員が、証券仲介業務において、広告審査担当者の審査を受けることなく、委託証券会社が作成した勧誘資料に商品の補

足説明を書き加えた資料を作成し、顧客に配布した。

(3) **財産・経理等に関するもの**

**営業報告書の誤記載**〔証取法第65条の2第5項において準用する同法第49条第1項〕

当社は、営業所並びに役員及び使用人等の数について誤った数値を記載した営業報告書を作成・提出していた。

(4) **その他業務運営に関するもの**

**個人である顧客に関する情報の安全管理について、当該情報の滅失の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況**〔証取法第65条の2第5項において準用する同法第43条第2号に基づく金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第3号の2〕

当社は、社内では取り決めている廃棄時のチェックを徹底させておらず、また、個人情報に記載した帳簿の保存状況を定期的にチェックする体制を構築していないことから、個人情報の漏えい、滅失又はき損したとしても把握することができない状況となっていた。

**転送不要郵便物等による顧客等の本人確認義務違反**〔本人確認法第3条第1項〕

当社は、口座開設に際し、顧客から本人確認書類の送付を受け、取引に係る文書を書留郵便等により送付しているものの、転送不要郵便物等として送付していなかった。

### **3 証券仲介業者に対する検査**

平成17事務年度に検査が終了した証券仲介業者は1業者である



が、この1業者に、投資者保護に関する問題点が認められた。(勧告したものについては、第5「(2)証券仲介業者の処分に係る勧告」で詳細を記述する。)

#### **投資者保護に関するもの**

**有価証券の売買の媒介その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為**〔証取法第66条の13第3号に基づく証券仲介業者に関する内閣府令第13条第1項第1号〕

## **4 金融先物取引業者に対する検査**

平成17事務年度に検査が終了した金融先物取引業者は12業者であるが、このうち10業者において問題点が認められた。問題点が認められた10業者中、不公正取引に関するものは3業者、投資者保護に関するものは8業者、財産・経理等に関するものは4業者、その他業務運営に関するものは4業者に問題点が認められた。(問題点のうち、勧告したものについては、第5「(4)金融先物取引業者の処分に係る勧告」で詳細を記述する。)

### **(1) 不公正取引に関するもの**

**取引一任勘定取引の受託契約等の締結**〔金先法第76条第3号〕

### **(2) 投資者保護に関するもの**

**広告において表示すべき事項を表示していない行為**〔金先法第68条第3号及び第4号並びに第5号に基づく同法施行令第13条第1号及び第2号〕

**契約締結前の交付書面にかかる記載不備**〔金先法第70条第1項〕

**不招請勧誘**〔金先法第76条第4号〕 - (注)参照

**両建取引の勧誘**〔金先法第76条第9号に基づく金融先物取引

## 法施行規則第25条第6号]

(注) 不招請勧誘とは、勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問又は電話をかけて、契約締結を勧誘することをいう。

### (3) 財産・経理等に関するもの

**業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあり、かつ、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理していない状況〔金先法第87条第1項第4号、第91条第1項〕**

## 5 投信・投資顧問業者等に対する検査

平成17事務年度に検査が終了した投信・投資顧問業者等は29業者等であるが、このうち21業者等において問題点が認められた。問題点が認められた21業者等中、投資者保護に関するものは14業者、財産・経理等に関するものは1業者、その他業務運営に関するものは17業者等に問題点が認められた。(問題点のうち、勧告したものについては、第5「(5)投信・投資顧問業者等の処分に係る勧告」で詳細を記述する。)

### (1) 投資者保護に関するもの

**著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為〔投資顧問業法第13条第2項〕**

**投資顧問契約の締結に関し偽計を用いた行為〔投資顧問業法第22条第1項第1号〕**

**顧客に対して特別の利益を提供することを約した行為〔投資顧問業法第22条第1項第3号〕**

**運用報告書の未交付〔投信法第33条第1項〕**

営業員が、公募の投資信託を直接販売した顧客に対して、運用報告書の交付を行っていなかった。

**投資法人に対する書面の未交付**〔投信法第34条の7において準用する投資顧問業法第14条第1項、投信法第34条の7において準用する投資顧問業法第15条第1項及び投信法第34条の6第1項〕

当社は、投資法人との間で資産運用委託契約を締結したものの、契約締結前に交付すべき書面、契約締結時に交付すべき書面及び契約締結後に自己の計算で行った不動産等の売買等の有無を明らかにする書面を交付していなかった。

(2) **その他業務運営に関するもの**

**善管注意義務違反**〔投信法第14条第2項〕

**投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為**〔投信法第15条第1項第2号並びに日本証券投資顧問業協会理事会決議「業務運営にあたり留意すべき基準について」5.イ及びロ。投信法第40条第1項該当〕

**投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反**〔投信法第34条の2第2項〕

**投資信託の取得申込みに係る不適切な対応**〔投信法第40条第1項該当〕

**役員会不開催等**〔平成17年法律第87号による改正前の投信法第108条において準用する商法第260条ノ2第1項、投信法第87条、第97条第2項第2号、第3号、第7号及び第8号、第120条並びに第131条〕

**一般事務受託者としての善管注意義務違反**〔平成17年法律第87号による改正前の投信法第112条第2項〕

**役員会議事録の不実記載等**〔投信法第214条第1項該当(投信法第108条において準用する商法第260条ノ4第2項、証取法第27条において準用する同法第5条第5項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第4号、東京証券取引所規則「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」第7条)〕

**投資信託財産等に関する帳簿書類の未作成**〔投信法第36条第1項〕

当社は、投資法人との間で資産運用委託契約を締結しているが、当該投資法人の資産及び投資信託委託業者の業務に関し、作成すべき帳簿書類である「運用明細書」及び「利害関係人等の状況表」を作成、保存していなかった。

**基準価額の訂正に係る社内体制の不備**〔投信法第40条第1項該当〕

当社は、自社が設定・運用する投資信託の運用対象である株式の予想配当金について、投資信託で計上している額と当該株式の発行会社が発表した額が異なっていた場合に、その事実を認識した時点で未収配当金の額を修正しており、本来当社が計上すべきであった日に遡って基準価額を訂正するといった対応を行っておらず、その際、基準価額への影響度や受益者の設定・解約の状況についての検証や販売会社に対する情報開示も行っていなかった。

**業務に関する帳簿書類の未作成**〔投信法第211条第1項〕

当投資法人は、運用開始以降、投資法人の業務に関し作成すべき帳簿書類である「投資証券発行価額帳」及び「特定資産の価格等の調査結果等に関する書類」を作成、保存していなかった。

### **重要な使用人の変更の未届〔投資顧問業法第8条第1項〕**

当社は、顧客との間で締結している投資顧問契約において、新たに採用した使用人も当該契約に係る助言者として追加することとしたが、重要な使用人の変更の届出を行っていなかった。

### **投資一任運用資産に係る配分システムの不備及び顧客に対する未開示〔投資顧問業法第37条該当〕**

当社は、投資一任契約に基づく顧客の資産の運用において、同一日に同一銘柄の株式を売買する場合、合計株数をまとめて同時に同一の証券会社に発注し、約定連絡を受けた後、約定した取引を投資一任運用資産ごとに、一定のロジックに従った配分システムにより配分しているが、当該システムに不備があったため、平均約定単価により配分されたと仮定した場合より有利に配分された投資一任運用資産がある一方、不利に配分された投資一任運用資産があった。また、そのような発注・配分方法とすることについて、顧客に対して開示していなかった。

## **第5 証券会社等に対する行政処分等に係る勧告**

### **(1) 証券会社の処分に係る勧告**

**取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反〕**

伊勢証券株式会社志摩営業所所長代理は、その業務に関し、平成15年6月19日及び平成16年12月2日に、顧客2名との間で、それぞれ、株式の買付注文の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年6月19日から平成17年12月29日までの間、計66件の取引を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日

平成18年6月7日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（法令等遵守に係る経営姿勢を明確にすること、今般の行政処分を踏まえ、内部管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、法令違反の根絶に向けた「再発防止策（具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の明確化を含む。）」を策定すること、全役職員に対する「法令遵守の徹底」に係る研修を実施すること、社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること）

この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

**津山証券株式会社大阪支店歩合外務員は、その業務に関し、平成15年3月に顧客と日経225先物取引の受託につき、別の顧客と日経225先物取引及び日経225オプション取引の受託につき、同年7月頃に更に別の顧客と株式の売買の受託につき、それぞれ売買の別（日経225先物取引の受託については、現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別をいい、日経225オプション取引の受託については、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別をいう。以下同じ。）銘柄、数及び価格（日経225先物取引の受託については約定指数をいい、日経225オプション取引についてはオプションの対価の額をいう。以下同じ。）の全部について顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年3月24日から平成17**

年10月27日までの間、取引を受託、執行した。

また、上記使用人1名のほか使用人1名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約を締結していた。

- ・ 勧告年月日

平成18年6月26日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（法令等遵守にかかる経営姿勢を明確にすること、今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、内部管理体制の見直しを図り、法令違反の根絶に向けた再発防止策（具体的達成方法、達成時期及び社内規程等の整備や全職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること、社内検査体制の充実・強化のための方策を講じること、上記からに関する計画を書面で提出し、以後計画の実施完了までの間、その実施状況を3か月毎に報告すること）

この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

**有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔証券法第42条第1項第10号（平成16年法律第97号による改正前の同項第9号を含む。）に基づく行為規制府令第4条第1号違反〕**

松井証券株式会社は、平成15年7月から平成17年4月までの間、多数の顧客に対して一般信用取引の勧誘を行うに際し、一般信用取引における信用期日という重要な事項に関し、株式分割等、一定の場合に信用期日が設定されることがあるにもかかわらず、会社案内により、信用期日が設定されることは一切な

いかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。

- ・ 勧告年月日

平成17年10月26日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（責任の所在の明確化、広告審査体制を含む内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守意識の徹底・研修の実施、上記について、その対応状況を書面で報告すること）

**A I M証券株式会社**元代表取締役社長は、その業務に関し、平成17年2月17日から平成18年2月24日までの間、計188名以上の顧客に対し、円建社債の私募の取扱いに関し、当該社債により集められた資金の用途等について事実と異なる記載がなされた勧誘資料を交付して説明を行うことにより、虚偽の表示を行った。

- ・ 勧告年月日

平成18年4月25日

- ・ 行政処分の内容

イ 全店舗における全ての証券業に関する業務の停止  
約1か月間

ロ 業務改善命令（投資者保護の観点から顧客に対し適切な対応をとること、虚偽表示が行われた社債を購入した顧客に対し、正確な商品内容等の説明を行うこと、当該社債により集められた資金の用途等について事実と異なる説明（虚偽表示）を行うに至った原因及びA I Mグループ内の資金の還流の実態を明らかにするとともに、責任の所在の明確化



を図り、責任ある経営体制の確立を図ること、当社が証券会社として取扱った当該社債を含む全ての商品について、その運用方法等の詳細な商品内容を当局に報告すること、顧客資産の保全に万全を期すること、法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員への周知徹底を図ること、上記について、その対応状況を書面で報告し、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること)

この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

**実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券指数等先物取引**〔外証法第14条第1項(平成16年法律第97号による改正前のもの)において準用する証取法第42条第1項第9号(平成16年法律第97号による改正前のもの)に基づく外証法府令第24条第21項(平成16年内閣府令第92号による改正前のもの)において準用する行為規制府令第4条第3号(平成17年内閣府令第6号による改正前のもの)違反〕

**ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド**東京支店株式派生商品トレーディング部トレーダー(当時)は、その業務に関し、東京証券取引所における東証株価指数先物取引の平成16年12月限月の売買取引(以下「TOPIX先物」という)において、平成16年11月4日の13時57分頃から先物大引(15時10分)にかけ、当該外国証券会社の海外関連会社の計算において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させて、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ、当該取引において実勢を反映しない作為的なTOPIX先物の約定指数を形成

させた。

- ・ 勧告年月日

平成18年 3月 2日

- ・ 行政処分の内容

イ 自己の計算による株価指数先物の取引業務の停止  
15日間

ロ 業務改善命令（ 内部管理体制の充実・強化、  
役職員の法令遵守の徹底及び再発防止策の策定、  
責任の所在の明確化、 上記について、その対応状  
況を書面で報告すること）

この勧告では、外務員 1名についても処分を求めている。

**有価証券の売買その他の取引等につき、生ずることとなる損失及び生じた損失を補てんすることを約束する行為並びに生じた損失を補てんするために財産上の利益を提供する行為〔証取法第42条の2第1項第1号、第2号及び第3号違反〕**

塚本證券株式会社第一営業部元営業員（以下「元営業員」という。）は、その業務に関し、平成13年9月14日頃、顧客の株価指数先物取引につき、同年7月6日及び9月13日の当該株価指数先物取引について生じた顧客の損失の全部を補てんすることを約束し、また、同年9月26日頃、同顧客と、同年10月以降の上記取引について顧客に損失が生ずることとなった場合には、その全部を補てんすることを約束した。

加えて、元営業員は、その業務に関し、同13年9月27日及び同14年6月21日、同顧客に対し、上記取引について生じた、損失補てんの約束に基づく顧客の損失の全部を補てんするため、顧客の証券口座及び銀行口座に入金する方法により、

2,700千円の財産上の利益を提供し、また、同13年2月6日及び同月14日、別の顧客に対し、株式の売買につき、当該株式について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、顧客の証券口座に入金する方法により、約1,463千円の財産上の利益を提供した。

- ・ 勧告年月日

平成18年2月16日

- ・ 行政処分の内容

イ 株券の売買及び株価指数先物取引に係る受託業務の停止3日間

ロ 業務改善命令（ 内部管理体制の抜本的な見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、 全役職員に対し「法令遵守意識の徹底」を図る観点から、実効ある方策を講じること）

この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

**顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号違反〕**

S M B C フ レ ン ド 証 券 株 式 会 社 コ ン プ ラ イ ア ン ス 部 売 買 審 査 室 長 は、その業務に関し、各部店における内部者登録事務の指導・監督を十分に行わず、顧客の内部者登録が適切に行われているか否かの検証を行う等の十分な社内管理体制を構築しないことにより、上場会社等の会社関係者である顧客の内部者登録に多くの漏れを生ぜしめて、内部者取引に係る売買審査に多く

の漏れが生じている状況のまま業務を営んでおり、これにより、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況のまま業務を営んでいた。

- ・ 勧告年月日

平成18年 4月 5日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（ 内部者登録の徹底を含む顧客管理の総点検を実施するとともに、適切な顧客管理体制の構築に向けた対応策を策定し、実施すること、 今般の行政処分を踏まえ、内部者取引の防止に関する社内管理体制に係る経営陣の関与のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、 研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること、 上記 から について、その対応状況を書面で報告すること）

この勧告では、外務員 1 名についても処分を求めている。

イ マネックス証券株式会社執行役員法規管理部長は、その業務に関し、顧客の勤務先の親会社又は子会社に上場会社等がある場合に、当該顧客を当該上場会社等の内部者として登録する体制を構築していない

ロ 法規管理部における内部者登録システムの管理責任者は、その業務に関し、上場会社等に勤務する顧客の内部者登録手続を最後まで完了していない

ことにより、それぞれ、上場会社等の会社関係者である顧客の内部者登録に多くの漏れが生じている状況のまま業務を営んでおり、これにより、顧客の有価証券の売買等に関する管

理が不公正取引の防止上不十分な状況のまま業務を営んでいた。

・ 勧告年月日

平成18年5月31日

・ 行政処分の内容

業務改善命令（大規模な内部者登録漏れが発生した原因を究明するとともに、貴社における内部者登録事務の管理・運営上の問題点を明確にした上で、当該登録事務に係るチェック体制の整備を含めた実効性ある具体的改善策を策定し、実施すること、本年2月27日に発生したシステム障害は、昨年8月のシステム障害とほぼ同一の原因によるものであるが、昨年12月28日に当局に報告した再発防止策が十分に機能しなかった原因を究明し、当該再発防止策の見直しを含めた実効性あるシステム管理体制の整備を図ること、上記、の事態が生じたことについて、経営陣を含む責任の所在の明確化を図ること、役職員の法令遵守意識を高め、適正な業務運営を遂行するために必要な研修等を実施すること、上記 から について、その対応状況を書面で報告すること）

この勧告では、外務員2名についても処分を求めている。

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」に係る処分を含む。

**外国証券の取引に関し、顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況**〔証券法第43条第2号に基づく行為規制府

令第10条第7号)

日本インベスターズ証券株式会社は、外国証券の取引に係る法定帳簿である「取引残高報告書」を作成し、顧客に交付しているが、その必要記載事項の多くが欠如しており、顧客の取引に関し、顧客に必要な情報を適切に通知していない状況となっている。

・ 勧告年月日

平成18年6月23日

・ 行政処分の内容

業務改善命令（全ての法定帳簿の点検・整備を実施し、法定帳簿の作成・保存が適切に行われる体制を構築すること、分別保管に係る手続きの点検・整備を実施し、顧客分別金信託が適切に行われる体制を構築すること、内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、上記 から について、その状況を書面で報告すること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「外国証券の取引に係る顧客分別金の信託漏れ」及び の「外国証券の取引に係る法定帳簿の不備」に係る処分を含む。

**実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない**と認められる状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第10号（平成17年内閣府令第6号による改正前のもの）違反〕

イ 日本協栄証券株式会社常務取締役及び取引審査部担当執

行役員監査部長（当時）は、その業務に関し、売買管理システムにより、買上がり買付けや自己対当売買等、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の可能性があるインターネット取引（以下「不適切なインターネット取引」という。）を複数回抽出していたにもかかわらず、監査部長（当時）に報告すべき取引の具体的な基準を示すなどの売買審査担当者に対する十分な指導を行わなかったことから、それらについて報告がなされず、不適切なインターネット取引を検討しないまま放置している、

□ 取引審査部担当執行役員監査部長（当時）は、その業務に関し、東京証券取引所の調査などを契機として、不適切なインターネット取引を行った顧客に注意喚起しているが、その際当該顧客の実態に合致しない売買動機の説明や作為的相場形成を認めるような発言を受けても何ら具体的な検証を行わずそれを放置し、複数回に及び東京証券取引所や日本証券業協会の調査を受けるまで同様の注文の受託を継続している、

八 常務取締役は、その業務に関し、当社の売買管理の状況について不公正取引の未然防止を図るための改善を行うことができる立場にあり、不適切なインターネット取引を行った顧客に対する注意喚起について報告を受けていたにもかかわらず、それによる顧客からの回答に係る取引内容の検証などの指示を行わず放置している

状況のまま業務を営んでいた。

・ 勧告年月日

平成18年 1月20日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（インターネット取引を含む売買管理の総点検を行うとともに、適切な売買管理体制の構築に向けた強化策を策定し、実施すること、今般の行政処分を踏まえ、売買管理体制に係る経営陣の関与のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること）

この勧告では、外務員 1 名についても処分を求めている。

イ エイチ・エス証券株式会社営業部長は、その業務に関し、寄付き前に、買い板を厚くする売り株数と買い株数が不均衡な成行きによる大口クロス取引注文（以下「変則クロス取引」という。）の受託について、担当営業員から報告を受けていたにもかかわらず、当該取引が株価へ及ぼす影響について全く問題意識を持っていなかったことから、営業責任者として顧客の売買動機の把握や注文の規制措置の検討などの日常的な売買管理を何ら行っていない、

ロ また、当時の内部管理統括責任者は、その業務に関し、当社の売買管理の状況について不公正取引の未然防止を図るための改善を行うことができる立場にあり、変則クロス取引について売買審査システムにより抽出していたにもかかわらず、当該取引が株価へ及ぼす影響について全く問題意識を持っていなかったことから取引内容の検討について部下への指示を行わず、更に、当該取引について東京証券取引所の調査などを受けたにもかかわらず、同様の認識から取引内容を十分検証しないまま取引停止等の措置を行う



ことなく当該取引の受託を継続している  
状況のまま業務を営んでいた。

・ 勧告年月日

平成18年5月23日

・ 行政処分の内容

業務改善命令( 売買管理の総点検を行うとともに、適切な売買管理体制の構築に向けた強化策を策定し、実施すること、 今般の行政処分を踏まえ、売買管理体制に係る経営陣の関与のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、 研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること、 上記 から について、その対応状況を書面で報告すること)

この勧告では、外務員2名についても処分を求めている。

**証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔証券法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第11号違反〕

イ マネックス証券株式会社においては、平成18年2月27日に、同社の夜間取引「マネックスナイター」において、大阪証券取引所を主市場とする銘柄の一部について、取引価格を誤って算出するという障害が発生したが、これは、大阪証券取引所の売買システムの変更が及ぼす影響の範囲について適切な確認を行っておらず、必要なプログラム修正を行っていなかったことに起因していた。

ロ 同社においては、システム障害が多数発生していたことから、平成17年10月12日、金融庁より障害の発生原因及び

再発防止策等の報告を命じられ、同年12月28日、外部システム変更時の影響範囲を見落としなく把握する体制を構築し、システム修正の要否、内容に問題がないかの確認を徹底する旨の報告書を金融庁に提出していたところである。

上記イの障害は、JASDAQの新システムへの移行が及ぼす影響の範囲を見落としとしていたことに起因して平成17年8月29日に発生した障害とほぼ同一の原因によるものであり、執行役員システム部長は、その業務に関し、大阪証券取引所の売買システムの変更に伴い変更した同社システムのプログラムについて、テスト結果を十分に検証していればプログラムミスを容易に把握できたにもかかわらず、十分な検証を怠り、外部システム変更時の影響範囲の見落としによる障害の再発防止策を適切に実行していなかったものと認められる。

この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、の「顧客の有価証券の売買等に関する管理が不正取引の防止上不十分な状況」を参照。

**弊害防止措置規定違反（親法人等からの顧客に関する非公開情報の受領）** 証取法第45条第3号に基づく行為規制府令第12条第1項第7号違反]

新生証券株式会社市場営業部付部長(当時)、市場営業部部長代理ほか2名の使用人は、その業務に関し、親法人等から、情報提供に関する顧客の同意書を得ずに、親法人等在籍時に使用した資料の持ち込み、親法人等のパソコン内のデータの当社パソコンへの移管、親法人等使用人からのメール受信等の方法により、顧客の借入残高等の顧客に関する非公開情報を受領した。

- ・ 勧告年月日

平成18年 1月20日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（ 内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在を明確化すること、 親法人との関係における適正な業務運営の確保に向け再発防止策を策定するとともに、役職員の法令遵守を徹底すること、 上記 及び について、その対応状況を書面で報告すること）

この勧告では、外務員 2 名についても処分を求めている。

### **外国証券の取引に係る顧客分別金の信託漏れ〔証取法第47条第3項違反〕**

日本インベスターズ証券株式会社専務取締役は、その業務に関し、外国証券に関する募集の取扱いを行うに当たり、顧客から預託を受けた募集等払込金について分別保管を行わないまま業務を継続していた。

このため、顧客分別金として信託すべき金額のうち、当該募集等払込金に係る金額の算入が漏れており、検査基準日現在において約74百万円の顧客分別金信託額の不足が認められた。

この勧告では、外務員 1 名についても処分を求めている。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、 の「**外国証券の取引に関し、顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況**」を参照。

### **外国証券の取引に係る法定帳簿の不備〔証取法第188条違反〕**

日本インベスターズ証券株式会社は、平成13年 7月10日を基

準日とする関東財務局長による検査の結果、外国証券の取引に関し、証取法第188条に基づく証券会社に関する内閣府令(以下「府令」という。)第60条第1項に規定する法定帳簿(以下「法定帳簿」という。)について、イ.「顧客勘定元帳」及び「保護預り有価証券明細簿」の未作成、ロ.「取引日記帳」の記載事項の一部欠如との指摘を受け、平成14年2月25日付で関東財務局長に対し改善報告書を提出している。

しかしながら、その改善状況を検証したところ、上記イについて、当社は、外国証券の取引に係る法定帳簿である「顧客勘定元帳」及び「保護預り有価証券明細簿」を作成・保存しているが、当該法定帳簿の府令第60条第2項に基づく別表第8に定める記載事項(以下「必要記載事項」という。)については、その多くが欠如している。

また、上記ロについて、当社は、外国証券の取引に係る法定帳簿である「取引日記帳」を作成・保存しているが、当該法定帳簿についても同様に必要記載事項の多くが欠如している。

更に、外国証券の取引に係る法定帳簿である「注文伝票」及び「取引残高報告書」についても同様に必要記載事項の多くが欠如している状況が認められた。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、の「外国証券の取引  
に関し、顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」を参照。

## (2) 証券仲介業者の処分に係る勧告

**有価証券の売買の媒介その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為**〔証取法第66条の13第3号に基づく証券仲介業者に関する内閣府令第13条第1項第1号違反〕

MMGアローズ株式会社は、平成17年5月10日から平成18年2月25日までの間、計45名以上の顧客に対し、A I M証券株式会社の委託を受けて、円建社債の私募の取扱いを当該証券会社のために行うに関し、当該社債により集められた資金の用途等について事実と異なる記載がなされた勧誘資料を交付して説明を行うことにより、虚偽の表示を行った。

- ・ 勧告年月日

平成18年4月25日

- ・ 行政処分の内容

- イ 全店舗における全ての証券仲介業に関する業務の停止約1か月

- ロ 業務改善命令（投資者保護の観点から顧客に対し適切な対応をとること、虚偽表示が行われた社債を購入した顧客に対し、正確な商品内容等の説明を行うこと、当該社債により集められた資金の用途等について事実と異なる説明（虚偽表示）を行うに至った原因及びA I Mグループ内の資金の還流の実態を明らかにするとともに、責任の所在の明確化を図り、責任ある経営体制の確立を図ること、当社が証券仲介業者として取扱った当該社債を含む全ての商品について、その運用方法等の詳細な商品内容を当局に報告すること、法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員への周知徹底を図ること、上記について、その対応状況を書面で報告し、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること）

### (3) 外務員の処分に係る勧告

証券会社等の役職員のうち、外務員登録をしている者の処分に係る勧告については、以下の類型の法令違反行為が認められた（外務員の処分勧告のみを行ったものについて記載しており、会社勧告を併せて行ったものは含んでいない。）。

**証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買その他の取引等をする行為**〔証券法第42条第1項第9号（平成16年法律第97号による改正前のもの及び同年法律第107号による改正前の第50条第1項第6号）に基づく行為規制府令第4条第5号（証券会社の行為規制等に関する命令第4条第5号、平成10年総理府令・大蔵省令第33号による改正前の証券会社の健全性の準則等に関する省令第2条第1項第5号）違反〕

外務員は、自己の利益追求を図るため、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買等を多数回にわたり行った。（勧告対象1法人1名）

**損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為**〔証券法第65条の2第6項において準用する証券法第42条の2第1項第3号違反〕

外務員は、顧客の投資信託受益証券の解約につき、当該受益証券について生じた顧客の損失の全部を補てんするため、財産上の利益を提供した。（勧告対象1法人1名）

### (4) 金融先物取引業者の処分に係る勧告

**広告において表示すべき事項を表示していない行為**〔金先法第68条第3号及び第4号並びに第5号に基づく同法施行令第13条第1号及び第2号違反〕

株式会社エクセルトレードは、平成17年8月25日から平成18年3月7日までの間、32回にわたり新聞紙面に広告を行うに当たり、以下の事項を表示しないまま広告を行った。

イ 顧客が行う金融先物取引の額が、その取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額に比して大きい旨

ロ 顧客が行う金融先物取引について、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある旨

ハ 店頭金融先物取引につき、金融先物取引業者が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差があるときは、その旨

ニ 顧客が金融先物取引の受託等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の料率又は額

- ・ 勧告年月日

平成18年5月24日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（金融先物取引業の経営において代表取締役等及び内部監査部門等がその機能を適切に発揮し与えられた責務を全うすべきところ、その責務が全うされなかったことに対する責任の明確化、法令違反に対する対応策、改善策及び厳格かつ実効性のある再発防止策の策定並びにそれらの履行）

**契約締結前の交付書面に係る記載不備〔金先法第70条第1項違反〕**

日本フォレックス株式会社は、平成17年7月1日から10月11

日までの間、金融先物取引の受託等を内容とする契約を締結した全顧客に対し、金先法第70条第1項に規定する記載すべき事項を記載していない契約締結前に交付すべき書面を交付した。

- ・ 勧告年月日

平成17年11月18日

- ・ 行政処分の内容

- イ 新規注文の受託の停止1か月

- ロ 業務改善命令（委託者等の正確な把握及び委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等の正確な把握を行うこと、会社財産（資産、負債及び純資産の額）の正確な把握を行うこと、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、委託者等の間における公平に配慮しつつ、委託者等の保護に万全を期すること、委託者等からの苦情・問い合わせ等に適切に対応することを含め、内部管理態勢の充実・強化を早急に図るとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること、業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等への周知徹底を適切に行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること、上記法令違反行為を行った原因及び責任の所在を明確化すること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象としたの「**不招請勧誘**」に係る処分を含む。

**日本エフエックス株式会社**は、平成17年7月1日から10月11



日までの間、金融先物取引の受託等を内容とする契約を締結した全顧客に対し、金先法第70条第1項に規定する記載すべき事項を記載していない契約締結前に交付すべき書面を交付した。

- ・ 勧告年月日

平成17年11月18日

- ・ 行政処分の内容

イ 新規注文の受託の停止 1 か月

ロ 業務改善命令（委託者等の正確な把握及び委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等の正確な把握を行うこと、会社財産（資産、負債及び純資産の額）の正確な把握を行うこと、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、委託者等の間における公平に配慮しつつ、委託者等の保護に万全を期すること、委託者等からの苦情・問い合わせ等に適切に対応することを含め、内部管理態勢の充実・強化を早急に図るとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること、業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等への周知徹底を適切に行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること、上記法令違反行為を行った原因及び責任の所在を明確化すること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象としたの「不招請勧誘」に係る処分を含む。

**取引一任勘定取引の受託契約等の締結〔金先法第76条第3号違**

反]

株式会社サンユートレックスは、平成17年7月28日、顧客との間で、外国為替証拠金取引の受託につき、取引の数量、約定数値その他の内閣府令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結した上で、平成17年7月28日及び翌29日の両日において、取引を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日

平成17年12月6日

- ・ 行政処分の内容

イ 全ての業務の停止1か月

ロ 業務改善命令（委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、委託者等の間における公平に配慮しつつ、委託者等の保護に万全を期すること、委託者等からの苦情・問い合わせ等に適切に対応することを含め、内部管理態勢の充実・強化を早急に図るとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること、業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等への周知徹底を適切に行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること、上記法令違反行為を行った原因及び責任の所在を明確化すること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「不招請勧誘」及び の「両建取引の勧誘」に係る処分を含む。

**不招請勧誘〔金先法第76条第4号違反〕**

日本フォレックス株式会社は、大阪本店において、平成17年7月1日以降、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行った。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、 の「**契約締結前の交付書面に係る記載不備**」を参照。

日本エフエックス株式会社は、本社第二営業部及び八重洲支店において、平成17年7月1日以降、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行った。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、 の「**契約締結前の交付書面に係る記載不備**」を参照。

株式会社サンユートレックスは、平成17年7月1日以降、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、 の「**取引一任勘定取引の受託契約等の締結**」を参照。

フォレックスインターナショナル株式会社は、平成17年7月1日以降、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日

平成17年12月13日

- ・ 行政処分の内容

イ 新規顧客の勧誘及び新規口座開設の停止1か月

ロ 業務改善命令（上記法令違反行為を行った原因及び責任の所在を明確化するとともに法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、全職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること、内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、責任の所在を明確化すること、業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等への周知徹底を適切に行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること）

**両建取引の勧誘**〔金先法第76条第9号に基づく金融先物取引法施行規則第25条第6号違反〕

**株式会社サンユートレックス**は、平成17年7月1日以降、顧客に対し、当該顧客が行う通貨等の売付け又は買付けと対する取引の勧誘を行い、取引を受託、執行した。

（注）勧告年月日及び行政処分の内容については、の「取引一任勘定取引の受託契約等の締結」を参照。

**業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあり、かつ、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理していない状況**〔金先法第87条第1項第4号、第91条第1項違反〕

**株式会社フォレックス・スター**は、平成17年9月30日現在債務超過となっている上、債務超過解消の目途がたっており、その業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあり、委託者等から預託された委託証拠金その他の保証金につい

て自己の固有財産と区分して管理しておらず、平成17年9月30日現在の現預金残高は顧客への返還必要額に不足していると認められる。

- ・ 勧告年月日

平成17年10月18日

**日本デリックス株式会社**は、平成17年9月30日現在債務超過となっている上、債務超過解消の目途がたっておらず、その業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあり、委託者等から預託された委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理しておらず、平成17年9月30日現在の現預金残高は顧客への返還必要額に不足していると認められる。

- ・ 勧告年月日

平成17年11月1日

- ・ 行政処分の内容

イ 全ての業務の停止6か月

ロ 業務改善命令（委託者等の正確な把握及び委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等の正確な把握を行うこと、会社財産（資産、負債及び純資産の額）の正確な把握を行うこと、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、委託者等の間における公平に配慮しつつ、委託者等の保護に万全を期すこと、委託者等からの苦情・問い合わせ等に適切に対応することを含め、内部管理態勢の充実・強化

を早急に図るとともに責任の所在の明確化を図ること、上記の業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、委託者等への周知徹底を適切に行うとともに、委託者等への適切な対応に配慮すること)

(5) **投信・投資顧問業者等の処分に係る勧告**

**善管注意義務違反〔投信法第14条第2項違反〕**

メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社は、平成16年3月25日、投資一任契約を締結している投資一任契約運用資産の運用において、組入れ株式の売却注文を他の投資一任契約運用資産との相互間取引によって執行し約定を成立させたと認識していたが、同月29日、誤発注により当該投資一任契約運用資産の運用口座ではなく、全く別の投資信託財産の口座で売却していたことに気付き、翌30日、当該投資一任契約運用資産の売付けと、誤発注により売却していた投資信託財産での買付けを対当させることにより、誤発注に係る訂正処理を実行した。

上記の誤発注取引は、売却を行うべき口座の確認を十分に行わないまま発注していたことから発生していたが、当社においては、当該取引による投資信託財産に与えた影響の分析等も十分に行われないうまま、対当売買によって訂正処理を完結させており、本来自らが負担すべきと考えられる当該取引により発生した損失を当該投資信託の受益者に負担させているばかりでなく、当該誤発注取引の発生及び訂正処理の内容について受益者に対し何ら説明していなかった。

・ 勧告年月日

平成18年5月31日

・ 行政処分の内容

業務改善命令（運用資産相互間で利益相反となる可能性のある取引を実施していた事実を踏まえ、運用の実態及び運用管理に係る問題点を明らかにするとともに、実効性のある利益相反防止体制を構築すること、不適切な過誤訂正処理（運用資産間の対当売買）が看過されていた事実を踏まえ、公正かつ適正な業務運営を確保するための改善策の策定、並びに法令等遵守体制の充実・強化を図ること、経営管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在を明確化すること、上記 から に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為」に係る処分を含む。

**投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為**〔投信法第15条第1項第2号並びに日本証券投資顧問業協会理事会決議「業務運営にあたり留意すべき基準について」5.イ及びロ違反。投信法第40条第1項該当〕

メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社は、イ 平成15年4月14日から平成17年8月31日までの間、6回にわたり、投資信託財産の運用において、組入株式の組入比率の調整等を行う際に、他の投資信託財産との相互間において、取引を行うことを受託会社に指図した。

ロ 平成15年4月14日から平成18年1月19日までの間、38回に

わたり、投資信託財産又は投資一任契約運用資産の運用において、組入株式の組入比率の調整等を行う際に、顧客に対する開示及び文書による顧客の同意を得ることなく、投資一任契約運用資産相互間又は投資信託財産と投資一任契約運用資産相互間において相互間取引を実行した。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、の「**善管注意義務違反**」を参照。

## 投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反〔投信法第34条の2第2項違反〕

オリックス・アセットマネジメント株式会社は、オリックス不動産投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている資産の運用において、平成13年12月から平成18年3月までの間において、当該投資法人の運用資産に組み入れる不動産の取得時等に本来行うべき審査等の業務を適切に行っていなかった。

- ・ 勧告年月日

平成18年6月16日

- ・ 行政処分の内容

- イ 新たな資産運用委託契約の締結禁止3か月

- ロ 業務改善命令（投資信託委託業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、特に、投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、関係法令等の遵守状況を確認するた



めの十分な現物調査の実施や、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うための鑑定評価会社への資料提供が適切に行われているか等についてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること、投資法人の機関運営事務受託にあたり、法令等遵守の観点から適切な業務執行体制を構築すること、今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること、上記に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること)

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「**一般事務受託者としての善管注意義務違反**」に係る処分を含む。

**投資信託の取得申込みに係る不適切な対応〔投信法第40条第1項該当〕**

日興アセットマネジメント株式会社は、証券会社等を通じて募集を行っていた追加型株式投資信託について、平成16年12月28日、信託約款上は取得及び解約の申込みを受け付けることができない日であったにもかかわらず、当社があらかじめ証券会社等に送付していた「受付停止日一覧表」にその旨の記載が漏れていたため、多数の投資者から取得の申込みを受け付けた。

当社は、上記追加型株式投資信託の取得の申込みに係る事後処理において、各投資者間の公平性を欠くことがないよう慎重に行うべきところ、取得の申込受付日が形式的に同じとなる処理が行われれば問題がないと判断し、特定の証券会社を通じて取得の申込みを行った投資者に対しては、受付日を平成16年12月29日に変更することに伴い発生する買付価格の差額を、当該

証券会社を通じて当社が支払うことにより負担する一方で、当該証券会社以外の証券会社等を通じて取得の申込みをしていた投資者に対しては、こうした処理が可能であることについて連絡を行わないまま、上記買付価格の差額を投資者の負担とした上で取得の申込みを受け付け、投資者が享受する経済的効果に相当な格差を生じさせ、投資者間の公平性を欠くこととなる処理を行った。

- ・ 勧告年月日

平成18年 6月 8日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（ 投資信託の取得申込みに際して、投資者間の公平性を欠く処理となった事実関係を明らかにするとともに、当該処理に係る経営陣の関与や投資信託販売会社との関係を含めた業務運営上の問題点を明確にした上で、実効性ある再発防止策を策定すること、 上記の事態が生じたことについて、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること、 上記 及び に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること）

**役員会不開催等**〔平成17年法律第87号による改正前の投信法第108条において準用する商法第260条ノ2第1項、投信法第87条、第97条第2項第2号、第3号、第7号及び第8号、第120条並びに第131条違反〕

**オリックス不動産投資法人**の役員会について、平成13年9月から平成18年2月までの間に開催したとする130回のうち88回については、役員会構成員である執行役員及び監督役員3名の

招集事実がなく、役員会構成員が、一般事務受託者であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、事前に議事録案の送付又は説明を受け、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載された議事録に捺印するという、いわゆる持ち廻りにより行われていた。

こうしたことから、当投資法人は、法令上役員会の承認が必要とされる事項についても、適正に開催された役員会の承認を受けることなく、持ち廻り方式により得られた承認をもって、役員会に付議すべき行為を行っていた。

- ・ 勧告年月日

平成18年6月16日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（法令遵守態勢の充実・強化を図ること、実効性のある再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること、上記について、その対応状況を書面で報告すること）

**一般事務受託者としての善管注意義務違反**〔平成17年法律第87号による改正前の投信法第112条第2項違反〕

**オリックス・アセットマネジメント株式会社**は、一般事務受託者としてオリックス不動産投資法人に対して行っていた機関運営業務において、平成13年9月から平成18年2月までの間に開催したとする当該投資法人の役員会130回のうち88回については、役員会構成員である執行役員及び監督役員3名の招集事実がなく、開催の都度、当社役職員が当該投資法人の各役員に対して事前に議事録案の送付又は説明をし、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載した議事録

に捺印を求めるといふ、いわゆる持ち廻りを行っていた。当社が、こうした機関運営事務を行っていたことから、当該投資法人の執行役員及び監督役員は、法令上役員会の承認が必要とされる事項についても、このような持ち廻り方式により承認を行っていた。

上記のとおり、当社は、当該投資法人から一般事務受託者として機関運営事務の委託を受けていたにもかかわらず、善良なる管理者として当該業務を行わず、当該投資法人の執行役員及び監督役員に係る事務運営に漫然と従ったため、投資法人の役員会という重要な意思決定機関が適切に運営されない状態が継続した。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、 の「**投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反**」を参照。

**役員会議事録の不実記載等**〔投信法第214条第1項該当(投信法第108条において準用する商法第260条ノ4第2項、証取法第27条において準用する同法第5条第5項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第4号、東京証券取引所規則「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」第7条違反)〕

**日本リテールファンド投資法人は、**

イ 計算書類の承認や投資口の追加発行等の意思決定に際し役員会を開催した後、当該役員会の議事録を作成することとしているが、平成14年2月から平成17年8月までの間に開催した35回(うち16回は適時開示が必要な議案を付議したもの)の役員会のうち合計9回(うち9回は適時開示が必要な議案を付議したもの)の役員会において、実際に役員会が開催さ

れた日の翌日以降に開催が行われたものとして議事録を作成、保存していた。

これは、下記のとおり、当投資法人が上場している東京証券取引所規則の要請による適時開示を行っているかのように外形事実を糊塗するために行っていたものである。

□ 上記のような状況により役員会の議事録を作成していたことから、平成17年2月14日に役員会で決議した「公募による新投資口発行の件」等について、翌15日に開催、決議したとする不実記載がある役員会議事録の写しを添付した上で、同日に有価証券届出書を提出していた。

八 役員会で計算書類の承認や投資口の追加発行を決議した場合、当投資法人が上場している東京証券取引所の適時開示規則により直ちに当該事実を公表することが義務付けられているにもかかわらず、実際には前日以前に開催していた役員会を公表する日に開催したものととして議事録を作成し、当日に決議したというプレスリリースを行い、あたかも適時開示を行っているかのように装っていた。

- ・ 勧告年月日

平成18年4月18日

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（法令遵守態勢の充実・強化を図ること、再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること、上記について、その対応状況を書面で報告すること）

**著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為〔投資顧問業法第13条第2項違反〕**

イー・キャピタル株式会社は、平成16年4月頃から平成17年11月11日までの間、当社ホームページの閲覧などにより資料請求や無料銘柄診断を求める少なくとも2,146名以上の者（以下「見込客」という。）に対して、投資顧問業法第14条に基づく契約締結前の書面を郵送により交付するに際し、「当社だから出来る玉移動、私募C B、第三者割当銘柄等の業界裏情報」、「極秘情報銘柄」と当社が実際には入手していない情報が存在するかのよう著しく事実に相違する表示で、かつ、助言内容について著しく誤認させるような表示のある案内書を同封し、見込客に投資顧問契約の締結を勧誘した。

- ・ 勧告年月日

平成18年4月7日

- ・ 行政処分の内容

イ 投資顧問業に係る全業務の停止1か月

ロ 業務改善命令（ 実効ある再発防止策を策定・実施すること、 全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること、 上記法令違反行為についての責任の所在を明確化すること）

コモドインベストメント株式会社は、平成16年1月頃から平成17年12月2日までの間、当社ホームページの閲覧などにより資料請求や無料銘柄診断を求める多数の者（以下「見込客」という。）に対する勧誘において、当社の助言実績を知りたいとの申し出を受けた場合には、投資顧問業法第14条に定める契約締結前の書面を郵送により交付するに際し、当社が助言を行ったことがない多数の値上がり率の高い銘柄について、助言を行ったことがあるかのように株価上昇状況を記載した助言実績に著しく相違する表示

のある「推奨銘柄一覧表」を同封し、見込客に投資顧問契約の締結を勧誘した。

- ・ 勧告年月日

平成18年4月7日

- ・ 行政処分の内容

イ 投資顧問業に係る全業務の停止1か月

ロ 業務改善命令（実効ある再発防止策を策定・実施すること、全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること、上記法令違反行為についての責任の所在を明確化すること）

**投資顧問契約の締結に関し偽計を用いた行為**〔投資顧問業法第22条第1項第1号違反〕

**東洋総研株式会社**は、平成15年2月6日に顧客と締結した投資顧問契約の勧誘に際し、当社の顧客獲得による投資顧問料収入の増加とそれに伴う自己の歩合給の増加を目的として、同年2月5日、「当社の成績は的中率99%です。」と全く根拠のない、著しく同顧客を誤認させるような事実を偽った表現を用いた。

- ・ 勧告年月日

平成18年3月22日

- ・ 行政処分の内容

イ 投資顧問業に係る全業務の停止1か月

ロ 業務改善命令（責任の所在を明確化すること、再発防止策を策定・実施すること、内部管理体制を充実・強化すること、役職員の法令・諸規則の遵法精神を向上させること）

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした の「顧

客に対して特別の利益を提供することを約した行為」に係る処分を含む。

**顧客に対して特別の利益を提供することを約した行為〔投資顧問業法第22条第1項第3号違反〕**

東洋総研株式会社は、平成15年7月31日、顧客に対し、当社の報酬収入の増加とそれに伴う自己の歩合給の増加を目的として行った契約期間途中でのより上位の会員区分への移行契約の締結の勧誘に際し、会員区分の移行により契約期間が短縮されるものであったことから、顧客に移行後の契約期間終了の翌日から移行前の契約期間末日までは無報酬で助言を行うことを約束した。

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、 の「投資顧問契約の締結に関し偽計を用いた行為」を参照。

## **第6 平成18事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画**

平成18事務年度（平成18年7月1日から平成19年6月30日まで）については、平成18年7月11日、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定めた。



## 平成18事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することであり、市場の仲介者としての役割を担う証券会社等に対して証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割である。

最近の我が国の証券市場においては、情報通信技術の発展や景気回復に伴い、証券取引が活性化している一方で、取引所や証券会社によるシステム障害や売買発注業務に関する問題、金融商品や取引手法の多様化等による市場への影響など、様々な課題が明らかになってきている。こうした中、取引所や証券会社等の市場仲介者に対する投資者の信頼の向上が求められている。

証券監視委による検査の対象は、昨年7月、証券会社の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託業者、投資顧問業者等にまで拡大したところであり、今後金融商品取引法が施行されることになれば、その対象は更に拡大することとなる。

以上を踏まえ、平成18事務年度（平成18年7月～19年6月）の検査においては、証券監視委の基本的な使命に則り、公正か

つ透明性の高い健全な証券市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。検査の実施に際しては、証券監視委は果たすべき責務が増してきていることを認識し、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行うとともに、検査対象先の問題の本質を見極める観点から効果的・効率的な検査を行う。さらに、その結果に基づき、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議に向けた適正な対応を図っていくこととする。

## 2. 平成17事務年度検査結果

平成17事務年度（平成17年7月～18年6月）の検査結果をみると、重点項目としていた、「顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況」や「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況などについて、重大な法令違反が一部の証券会社において認められた。また、17事務年度から新たな検査対象先・項目となったもののうち、外国為替証拠金取引を営む金融先物取引業者に対しては、監督部局と必要な連携をし、計画件数を大幅に上回る検査を実施しており、一部の業者において重点項目としていた「不招請勧誘」などについて重大な法令違反が認められた。このほか、一部の投資法人において、役員会議事録の不実記載などの内部統制上の問題が認められたことに加え、一部の

投資信託委託業者においては、「善管注意義務違反」や「投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為」などの重大な法令違反が認められた。

### 3. 平成18事務年度の検査実施方針

#### (1) 効率的な検査のための事務運営上の重点事項

##### リスクに基づいた検査計画の策定

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。具体的には、引き続き常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うと同時に、各種情報・資料を総合的に勘案することにより、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。

また、必要がある場合には各種情報等に基づく機動的な特別検査を実施するほか、市場をめぐる問題や関心事項について業態を超えた横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行う。

##### 関係部局等との連携強化

検査の効率性・実効性を高める観点から、以下のように関係部局等との連携を図る。

- ・ 財務局監視官部門との間では、検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、合同検査の積極化を含めた相互の連携を図る。
- ・ 同様の観点から、金融庁検査局との間では、金融コング

ロマリットを構成するグループ内の検査対象先について、同時検査の実施など必要な連携を図る。

- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 監督部局との間では、証券監視委事務局と監督部局が適切な役割分担に応じ、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 外国証券規制当局との間では、クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

#### 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの検討

金融商品取引法の施行を見据え、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた「証券検査に関する基本指針」や、検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等について見直しの検討を行う。

- (2) 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項  
問題の本質を把握するための着眼点  
検査の実施に際しては、単に表面上の事象を形式的に扱う

のではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施する。

#### 内部統制面の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査対象先の内部統制面からも検証する。その際、形式的な内部統制のみならず、その有効性についても深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証することによって、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた経営管理上の問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

#### グループ一体型検査の着眼点

証券会社、投資信託委託業者等のグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況について検証する。

### 投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについての的確に検証する。

いわゆる適合性の原則は、投資者保護のための販売・勧誘に関するルールの柱となるべき原則であり、金融商品取引法においても引き続き同様の規範として位置付けられている。投資勧誘状況の検証に当たっては、複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。

### 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な証券市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引を取り扱う証券会社に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

### 証券会社の市場仲介機能に係る検証

証券会社については、システム障害や誤発注の問題等を踏まえ、システムリスクなど証券会社の抱えるリスクが適切に

管理されているか検証するとともに、不公正な取引を未然防止する観点から、投資者と証券市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢を構築しているか検証する。

また、公正な市場の確保の観点から、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理が適切に行われているか等について検証する。特に、流通市場への影響の大きいM S C B等の有価証券については、引受審査等の状況を総合的に検証する。

#### 資産運用・助言業者に対する着眼点

投資者保護等を図る観点から、資産運用や投資助言業務を適切に遂行する役割を担う投資信託委託業者、投資法人や投資顧問業者に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令遵守状況について重点的に検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資信託委託業者については、不動産物件にかかる運用・管理について内部統制が有効に機能しているかについて検証する。また、投資法人については、その内部統制が適正に行われているかについて、十分な検証を行う。

#### 金融先物取引業者に対する着眼点

外国為替証拠金取引を行う金融先物取引業者に対し、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘を禁止した、いわゆる不招請勧誘の禁止等の行為規制について、引き続き投資者保護の観点から重点的に検証する。

### 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているかについて検証する。具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等についての的確に検証する。

さらに、昨年末以降の取引所におけるシステム障害の発生により、市場インフラとしての取引所の重要性が再認識されたことを踏まえ、取引所が開設する有価証券市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているかの的確に検証する。

### 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、引き続き、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同一の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

## 第2 証券検査基本計画

証券会社等	114社（うち財務局等が行うもの94社）
投信・投資顧問業者等	48社（うち財務局等が行うもの26社）
金融先物取引業者	9社（うち財務局等が行うもの9社）



自主規制機関

必要に応じて実施

(注) 上記検査のほか、特別検査等を実施することがある。

## 第6章 建 議

### 第1 概 説

公正性・透明性の高い健全な証券市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが証券市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券市場の実態を踏まえた市場のルール整備が行われるよう、証券監視委は、証券検査、開示検査、課徴金調査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（金融庁設置法第21条）。

建議は、証券監視委が、検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。証券監視委の行う建議は、監督部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

証券監視委は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するための観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

## 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

### 1 建議の実施状況

平成4年の設立以来、証券監視委では前事務年度までに7件の建議を行ってきたところであるが、本公表の対象期間においては、最近のインターネット取引やクロスボーダー取引の増加、制度改革、相次ぐ会計不正事件といった、証券市場を取り巻く環境の変化に対応し、金融庁長官に対し、過去最高の年間5件の建議を行った。

その具体的な内容は2で述べるが、まず、インターネット取引が増加する中、個人投資家によるインターネット取引を利用したいいわゆる「見せ玉」による相場操縦事件が見られたこと等から、平成17年11月29日、いわゆる「見せ玉」について課徴金の対象とすること等を求める2件の建議を行った。

また、金融審議会金融分科会第一部会における投資サービス法(仮称)の議論の中で証券業等の業務範囲の見直しの検討が行われていたことから、同日、それに伴い、取引一任勘定取引契約の禁止の見直しが行われる場合にも顧客の利益を損なわないよう、必要かつ適切な措置を求める建議を行った。

更に、新株発行の事前需要調査の際に発行情報を入手した海外投資家が、当該情報の公表前に、対象企業の株式を売り付けている事例が見られたことから、平成18年4月14日、証券会社が公表前の発行情報等の外部への伝達が国内外の機関投資家による内部者取引を誘発することを防止する措置を求める建議を行った。

最後に、投資家に自己責任を問うためには、適正なディスクロージャーが確保されていることが前提であるが、前述のとおり、カネボウ、ライブドアの虚偽有価証券報告書提出事件において、監査法人の公認会計士の犯則事件への深い関与が認められたこと等から、

同月21日、刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について建議を行った。

## 2 建議の内容

建議において指摘した内容は、以下のとおりである。

### (1) 顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦を課徴金の対象とすることについて（平成17年11月29日実施）

相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。

相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とする必要がある。

### (2) 証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為を刑事罰及び課徴金の対象とすることについて（平成17年11月29日実施）

証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券

会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。

「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とする必要がある。

当該行為については、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもする必要がある。

**(3) 業務範囲の見直しに係る顧客保護について（平成17年11月29日実施）**

金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。

証券監視委による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投

資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

**(4) プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る情報管理体制の整備について（平成18年4月14日実施）**

上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。

証券監視委では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。

他方で、証券会社の検査の結果、

プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない

発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実該当することを伝達するな

どの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる

プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない

会社が存することが認められた。

このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。

については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講じる必要がある。

(5) **監査法人の責任のあり方について（平成18年4月21日実施）**

上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。

証券監視委は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証取法第226条の規定に基づき告発した。

一方で、現行の証取法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。

しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場に

ある。

公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

### 3 建議に基づいて執られた措置

#### (1) 顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦を課徴金の対象とすることについての建議に基づいて執られた措置

取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。

#### (2) 証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為を刑事罰及び課徴金の対象とすることについての建議に基づいて執られた措置

取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。



(3) **業務範囲の見直しに係る顧客保護についての建議に基づいて執られた措置**

投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は公布の日（平成18年6月14日）から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。）。

(4) **プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る情報管理体制の整備についての建議に基づいて執られた措置**

金融庁において、必要な内閣府令の改正について検討を行っている。

(5) **監査法人の責任のあり方についての建議に基づいて執られた措置**

金融庁においては、平成18年4月26日に金融審議会の公認会計士制度部会を再開し、同審議会において、本建議による問題提起をも踏まえ、監査法人制度のあり方等について、総合的な検討を行っている。

## 第7章 市場分析審査

### 第1 概 説

証券監視委は、犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券検査のほか、市場分析審査として、日常的に幅広く市場動向を注視し、証券市場や取引に関する様々な資料・情報の収集、分析を行い、不公正な取引の疑いのある事例に係る審査を行っている。これは、証券市場における取引状況について幅広く監視を行うことを通じて、市場における取引の公正性の確保を図ろうとするものである。

### 第2 一般からの情報の受付

#### 1 情報の受付の概要

証券監視委では、資料・情報収集の一環として、一般から広く情報の提供を受け付けている。

証券監視委に提供される情報は、年々増加傾向にあり、平成17事務年度においては、年間7,000件を超える情報が寄せられている。

一般からの情報提供は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券検査及び取引審査を行うに際しての端緒となる場合があり、有用性が高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付を行っている。

また、政府広報や講演会において情報提供を呼びかけるなど、情報提供件数が増加するよう、積極的に取り組んでいる。

なお、証券会社と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情

報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の「証券あっせん・相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。

その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等については、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

## 2 情報の受付状況

証券監視委が平成17事務年度において投資者など一般から受け付けた情報は7,526件である。前事務年度と比較すると約6割の増加であり、平成4年の発足以来最高の受付件数となっている。これは、企業買収や企業防衛など市場において社会的に大きな関心を集めた事象があった影響もあるが、証券監視委の活動内容がより一層認知されてきたものと推測される。

情報提供手段の内訳をみると、インターネット5,815件、電話1,022件、文書377件、来訪73件、財務局等から回付を受けたものが239件となっている。このうち、インターネットと電話による受付件数は、全受付件数の9割超を占めており、特に、インターネットによる情報提供件数は、初めて5,000件を超え、引き続き、多くの情報が寄せられている。

情報の内訳をみると、個別銘柄に関するものが5,390件、証券会社の営業姿勢等に関するものが1,296件、その他の意見等が840件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものについては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く全受付件数の約3割(2,705件)を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対する疑念が多いことを

示していると考えられる。次に、風説の流布の疑いに関するものが多く、全受付件数の約2割(1,614件)を占めている。内容はインターネットの掲示板への書き込みについての情報が中心であり、インターネット上で根拠のない噂や投資判断などが流される一方、これを見た投資者からの情報提供が増加していることによるものと考えられる。このほか、有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関する情報も大幅に増加している。

また、証券会社の営業姿勢等に関するものについては、今事務年度において新たに検査権限が拡大された投信・投資顧問業者や外国為替証拠金取引業者等に関する情報を含めて、無断売買や取引一任勘定取引、断定的判断を提供した勧誘に関するものなど多様な情報が寄せられており、証券会社等と投資者との間において依然として十分な意思疎通が図られていない面があると推測される。(詳細は別図参照)

#### 《情報の連絡先》

郵 送：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1

証券取引等監視委員会事務局

市場分析審査課 情報処理係

代表電話：03-3506-6000(内線3091、3093)

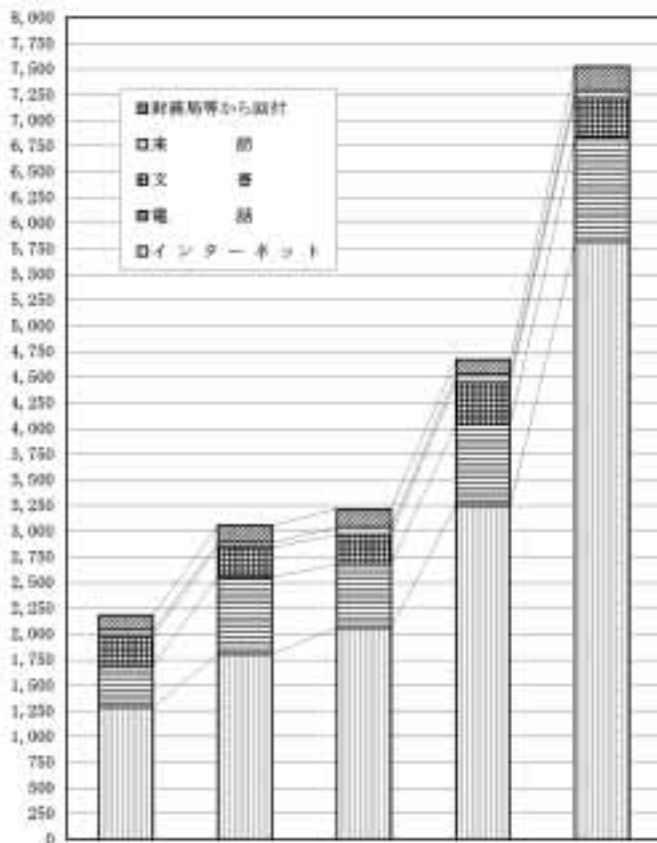
直通電話：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

# 情報の受付状況

(別 図)



( 件 )

	13 / 7 ~ 14 / 6	14 / 7 ~ 15 / 6	15 / 7 ~ 16 / 6	16 / 7 ~ 17 / 6	17 / 7 ~ 18 / 6
インターネット	1,282	1,804	2,061	3,251	5,815
電 話	408	749	616	787	1,022
文 書	291	290	287	408	377
来 訪	58	50	75	80	73
財務局等から回付	142	163	178	143	239
合 計	2,181	3,056	3,217	4,669	7,526

## 情報の内訳

(件)

	13 / 7 ~ 14 / 6	14 / 7 ~ 15 / 6	15 / 7 ~ 16 / 6	16 / 7 ~ 17 / 6	17 / 7 ~ 18 / 6
個別銘柄に関する情報	1,208	1,848	2,015	3,339	5,390
相場操縦の疑い	601	759	680	1,435	2,705
風説の流布の疑い	294	576	787	1,029	1,614
内部者取引の疑い	195	271	282	510	527
有価証券報告書等の 虚偽記載の疑い	48	73	67	142	290
損失保証・損失補 てんの疑い	9	13	18	9	10
無届け募集	42	29	34	24	69
その他	19	127	147	190	175
証券会社の営業姿勢に 関する情報	498	573	655	620	1,296
無断売買	65	88	66	63	97
断定的判断を提供 した勧誘	49	30	27	19	28
顧客の知識に照ら して不当な勧誘	13	29	31	28	18
取引一任勘定取引 契約の締結	27	15	22	40	27
大量推奨販売	1	6	3	2	2
その他	343	405	506	468	1,124
その他意見等	475	635	547	710	840
合          計	2,181	3,056	3,217	4,669	7,526

## 第3 取引審査

### 1 取引審査の概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きがみられた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、株価操作、内部者取引等、市場の公正性を害する疑いのある取引について詳細な分析を行い、事実関係について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた証券会社等に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された事例については、担当部門に情報提供した上で、一層の究明がなされることになる。

### 2 法令上の根拠

取引審査においては、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、証取法、外証法、金先法等にお

いて規定されている。(附属資料163頁以下参照)

### 3 自主規制機関との緊密な連携

こうした日常的な市場監視活動は、自主規制機関である証券取引所や日本証券業協会等でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、証券監視委では、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、定期的又は随時に必要な連絡を取るとともに、事実関係に関する照会を行うなど、緊密な連携を行っている。

### 4 取引審査実績

#### (1) 取引審査実績

平成17事務年度においては、取引審査事務を大きく以下の内容に分け、早期着手・早期処理の方針の下、効率的かつ機動的な審査を行った。

- 価格形成に係る審査
- 内部者取引に係る審査
- その他の観点に係る審査



証券監視委及び財務局等の取引審査の実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数		平成17事務年度	(参考) 平成16事務年度
合 計		875	674
	証券監視委	555	367
	財務局等	320	307
(以下審査項目別内訳)			
価 格 形 成		169	153
内 部 者 取 引		693	506
そ の 他		13	15

## (2) 審査結果の事例

平成17事務年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

価格形成に関して審査を行った事例

イ A社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。

ロ B社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、業界紙等において特定の者の介入が噂されていたことから、審査を行った。

ハ C社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、一般投資家から「株価操作が行われているのではないか。」との情報提供があったことから、審査を行った。

ニ 一般投資家から、「不自然な買注文の発注と取消しを行っている投資者がいる。」との情報提供があったことや、特定の者が以前から同様の手法を用いて関与している状況があったことから、特定の者が売買を行ったD社株式ほか複数銘柄の株

式について、審査を行った。

#### 内部者取引に関して審査を行った事例

イ E社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したことから、公表前の取引について審査を行った。

ロ F社が、株式の分割を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ G社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ H社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ホ I社が、資本提携を伴う業務提携を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

へ J社が、主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じた旨を公表したことから、公表前の取引について審査を行った。

ト K社が、L社を公開買付けする旨を公表したところ、L社の株価が大きく上昇したことから、L社株式の公表前の取引について審査を行った。

チ M社が、自社株式の投資顧問会社への譲渡の公表後、株式分割の実施についても公表したところ、その株価が上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

#### その他の観点から審査を行った事例

イ 一般投資家から、「N社が公表した記事は事実と異なるのではないか。」との情報提供があったことから、風説の流布の観

点から審査を行った。

ロ 一般投資家から、「インターネットの掲示板に、〇社株式の株価形成に特定グループが関与しているとの書き込みがされているが、これは風説ではないか。」との情報提供があったことから、風説の流布又は偽計の観点から審査を行った。

ハ P社が、大幅な株式分割の実施を公表したが、大量の自社株買いを公表直後から行っていたことが新聞等で話題となっていたことから、その取引状況等について審査を行った。

平成17事務年度は、特に、新商品や新たな取引形態の出現、金融取引のグローバル化の更なる進展、個人投資家によるインターネット取引の増加など、市場における新たな動向の中で、不公正な取引が発生していないか、市場仲介者に不正な勧誘等がないか、といった観点から、幅広く審査を行った。

具体的には、いわゆる「仕組債」(デリバティブを複合的に組み合わせた債券)のうち、初めて個人投資家向けに販売が行われた商品が現れたことから、その商品性や顧客への販売状況等について審査を行った。

また、保有株式を売却する際に、併せてエクイティ・スワップ契約を締結している事例が見られたことから、その取引手法について審査を行った。

(注)エクイティ・スワップ契約：スワップ契約の一方が、対象エクイティの価格変動損益を含む全てのリスク及び経済価値を定期的に又は一括してスワップ契約の一方に移転する契約のこと。

このほか、証券取引所への新規公開銘柄に係る売買が繁盛であること等を踏まえ、これらの銘柄の株価動向や売買状況等について審査を行った。

## 第8章 監視活動・機能強化への取組み等

### 第1 市場監視体制の充実・強化

#### 1 組織の充実

##### (1) 組織の充実

平成18年度の機構・定員については、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金調査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、11人の純増が認められ、証券監視委の平成18年度末の定員は318人となっている。また、機構面でも、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制を、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課体制に再編して、体制強化を図っている。

また、財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金調査体制の整備のため6人の増員が認められ、平成18年度末の定員は246人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で564人となっている。

##### (2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成17事務年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計8人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成18年6月末現在83人が在籍している。

## 2 情報収集・分析能力の向上

### (1) 証券総合システム（SCAN - System）の活用等

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、証券会社の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、なお業務の効率化の観点から引き続き各システムの機能充実を進めているところである。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN - IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN - STAF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

### (2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで実際の検査やその結果の分析などを通じて様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきており、それらをオン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修などを通じて職員に身に付けさせ、その資質向上に努めてきている。

また、近年、取引内容の仕組みが複雑化、多様化し新たな金融商品が続々と開発されるとともに、クロスボーダー取引の増加やインターネット取引が急速に増大するなど証券市場を取り巻く環境が日々刻々と急激に変化してきている。そうした中で金融シス

テムの改革をはじめとする様々な制度改革が実施されており、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する観点から、平成17年4月には課徴金制度が創設され、これに伴う課徴金調査の権限が証券監視委に付与されたほか、同年7月の証券検査の一元化に伴う検査範囲の拡大や開示書類に係る検査の権限が新たに証券監視委に移管されるなど、証券監視委の職責が益々重くなってきている。こうした状況に的確に対応するため、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、デリバティブ等に関する専門的な研修を実施している。

さらに、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、証券監視委の市場監視業務に活かすため、証券監督者国際機構（IOSCO）や米国証券取引委員会（SEC）等が主催する研修に証券監視委事務局職員を参加させたほか、米国商品先物取引委員会（CFTC）や英国金融サービス機構（FSA）に職員を派遣している。

## 第2 新たな監視機能について

### 1 概 説

金融審議会金融分科会第一部会において、平成17年12月22日に「投資サービス法（仮称）に向けて」と題する報告書がとりまとめられ、金融庁は、同報告書に基づき、「証券取引法等の一部を改正する法律案」等を取りまとめ、第164回通常国会に提出した。同法案は平成18年6月7日に成立した。

この法律は、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的な法制として、証取法を改組して金融商品

取引法（いわゆる投資サービス法）とする等の整備を行うことにより、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的としており、証券監視委による建議の内容も盛り込まれたものとなっている。

これにより、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備が図られるとともに、公開買付制度及び大量保有報告制度その他の開示書類に関する制度に関する整備を行う等、所要の措置が講じられ、証券監視委においても、以下のように権限の対象・範囲の拡大等が行われることとなる。

## 2 金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）の成立による権限の拡大等

### (1) 包括的・横断的な制度整備に伴う検査の対象・範囲の拡大

組合契約等に基づく権利が包括的に有価証券の定義に含まれるよう整備が行われるなど規制対象が拡大され、さらに、有価証券及びデリバティブ取引に係る販売・勧誘のほか、投資助言、投資運用及び顧客資産の管理に係る業務が金融商品取引業と位置づけられ、原則登録制とされるとともに、所要の行為規制等が整備される。これにより、例えばいわゆるファンド販売業者など、業の担い手に対する検査対象や範囲が拡大されることとなる。

### (2) ディスクロージャー制度の整備に伴う検査の対象・範囲の拡大

公開買付制度について、規制対象範囲の拡充等や投資者への情報提供の充実等のための規定の整備が行われるとともに、大量保有報告制度について、機関投資家に認められている特例報告の提出頻度及び期限の短縮等を図るための規定の整備が行われる。さらに、企業内容等の開示制度について、四半期報告制度の整備や

財務報告に係る内部統制の評価制度が整備され、これにより開示検査の対象・範囲が拡大されることとなる。

- (3) 相場操縦行為に関する規定の整備に伴う犯則事件の調査及び課徴金調査の対象の拡大

相場操縦行為として禁止されている取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ、又は代理の申込み）のうち、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）について、新たに課徴金の対象とすることとされた。また、取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることとされた。これにより、これらの行為については、犯則事件の調査及び課徴金調査の対象とされることとなる。

（なお、これらの改正については、③は平成18年7月4日から、その他については公布の日（平成18年6月14日）から一定の期間を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。）

## 第3 投資者への情報提供等の取組み

### 1 概説

証券監視委は、「講演会」の開催やインターネットを通じて証券監視委の活動状況等の情報を提供することにより、個人投資家等の証券監視委に対する理解と証券市場等に対する信頼を深めてもらう工夫に取り組んでいる。また、証券監視委の活動に有用な端緒となる情報がより多く寄せられるよう、「講演会」や新聞広告等を通じてその提供を呼びかけている。



## 2 投資者への講演会・講義の開催状況

証券監視委は、国内各地に委員長や委員、事務局幹部が出向いて、証券監視委の活動状況を理解してもらうための「講演会」を開催している。このような講演会を通じて、証券監視委の活動をより多くの方々に知ってもらうことにより、証券監視



平成18年5月岐阜大学で行われた講演会の模様  
講師：水城委員長

委のプレゼンスの向上を図るとともに、個人投資家の証券監視委に対する信頼、ひいては証券市場に対する信頼の一層の向上に努めている。

平成17事務年度においては、平成17年11月に仙台市（東北大学大学院）、熊本市（熊本大学）、平成18年3月に那覇市（那覇商工会議所）、同年4月に札幌市（札幌大学）、同年5月に岐阜市（岐阜大学）、金沢市（金沢星稜大学）の6か所で開催した。

それぞれの講演会の概要は、証券監視委のホームページに掲載している。

## 3 政府広報等による情報提供の呼びかけ

一般から寄せられる情報は、証券監視委の活動における犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券検査又は市場分析審査を行うに際しての端緒として非常に有用である。平成17事務年度においては、情報提供数の増加のための取組みとして、政府広報の一環であ

る新聞突き出し広告の掲載による情報提供の呼びかけを行った。

平成17年12月中旬に「証券市場のルール違反に関する情報提供にご協力を！」と題し、新聞全国紙2紙（朝日新聞、産経新聞）及びブロック紙2紙（西日本新聞、東京中日新聞）に掲載し、さらに、平成18年4月下旬には「証券監視委への情報提供にご協力を！」と題し、新聞全国紙5紙（読売新聞、朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、日本経済新聞）、ブロック紙3紙（西日本新聞、東京中日新聞、北海道新聞）及び地方紙66紙に掲載した。

なお、投資者への講演会・講義においても、不公正取引や証券会社の営業姿勢等に関する情報の提供を呼びかけた。

以上のような活動の結果、実際に政府広報を見たという方などから多くの情報が寄せられた。

一般からの情報提供は年々増加してきているが、証券監視委としては、情報提供の重要性にかんがみ、より一層の情報提供を呼びかけるなど今後も引き続き情報提供増加のための取組みを行っていくこととしている。

#### 4 ホームページの充実

インターネットが普及している昨今、証券監視委は、ホームページを通じて様々な情報を提供してきた。これまでも、記者会見の概要や勧告などの公表資料等をタイムリーに掲載してきている。

特に平成17事務年度においては、新たな権限として付与された課徴金調査や開示検査に基づく勧告等についての概要を随時掲載した。

今後とも、ホームページの内容について充実を図っていくこととしている。

## 第4 関係当局との連携

### 1 概説

証券監視委は、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で緊密な情報交換を行うなど連携の強化に努めるとともに、各証券取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも緊密な情報交換に努めている。

また、近年、証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国内市場の公正性の確保の上で、法務執行における国際的な協力と連携の強化がますます重要な課題となっている。証券監視委としても、海外の証券規制当局と意見・情報交換を行ったほか、証券規制分野での主要な国際会議に参加するなど、金融庁とともに海外の証券規制当局との連携の強化に努めており、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

### 2 金融庁関係部局との連携

証券監視委は、その業務を遂行する上で、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で、日常的に情報交換を行うなどの緊密な連携に努めている。例えば、平成14年8月に金融庁における証券市場行政を担当する部署間の相互の連絡を強化する目的で設置された「金融庁証券市場行政連絡会議」に、オブザーバーとして出席し、市場ルールの監視役としての立場から証券市場行政についての情報交換等を行なっている。また、証券監視委は証取法に基づく開示検査において、金融庁が設置している「ディスクロージャーホットライン」の情報を活用するなど緊密な連携に努めているところである。

### 3 自主規制機関との緊密な情報交換

自主規制機関（日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所）は、仲介者の会員等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものである。今後、金融システムが進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となっており、その活動の一層の充実が期待されている。

これら自主規制機関の具体的な活動として証券市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を遂行しているかどうかをチェックする重要な機能を有している。（附属資料174頁参照）

証券監視委は、市場の公正性を確保し、投資者の信頼を保持するという目的を達成するため、証券市場の監視活動を効果的に行うべく、自主規制機関と日常的に緊密な情報交換を行っているところである。

また、日本証券業協会は、会員等のコンプライアンスの充実強化に資するために内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委はこれらの研修の講師として、その職員を派遣している。

### 4 海外証券規制当局との連携

#### (1) IOSCO（証券監督者国際機構）への参加

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、各国・地域から181機関が加盟している。証券監視委は平成5年10月に加盟（注：準

会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会员として加盟。)している。各国当局のトップレベルが参加する年次総会においては証券監視委から委員長等が出席。直近では、第30回総会がスリランカのコロombo(平成17年4月)で、第31回総会が香港(平成18年6月)で、それぞれ開催された。このほか、IOSCO内の地域ごとの枠組みであるアジア太平洋地域委員会(APRC)やアジア太平洋地域の法務執行担当者会合に参加しており、海外関係当局との連携強化に務めているところである。

また、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会と、その下に5つの常設委員会(SC: Standing Committees)が設置されており、証券監視委は、そのうち法務執行及び情報交換に関する第4常設委員会(SC4)に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。本年度は、情報交換に関する非協力的な地域との対話や資産保全制度等について議論を行った。さらに、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された多国間MOU(証券当局間の多国間情報交換協定)について、加盟申請の審査等を行う審査グループ(SG: Screening Group)会合において、署名申請国の審査にも参加している。

なお、平成17年4月のコロombo総会において、多国間MOUを法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」とした上で、IOSCOメンバーは遅くとも2010年(平成22年)1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された。これを受けて我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署

名申請を行った。

## (2) 海外当局との二国間協力

### 情報交換・交流

証券監視委は、海外証券規制当局との連携強化の見地から、情報交換に関する二国間協定等の枠組みを活用し、積極的な情報交換・交流に努めてきている。

具体的には、これまで米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（FSA）、シンガポール通貨監督庁（MAS）及び香港証券先物委員会（SFC）等の海外証券規制当局との間で、不公正な取引の疑いのある事例や国際的に活動を行っている証券会社の行為規制遵守状況等について情報交換を行っている。

また、海外証券規制当局幹部との意見交換も随時行ってきた。平成17事務年度においては、平成17年12月に韓国証券先物委員会のヤン委員長が訪日した際、高橋委員長との間で意見交換を行った。さらに、米国CFTCジェフェリー委員長の訪日の際（平成18年1月）や英国FSAサンツ理事の訪日の際（平成18年5月）にも意見交換が行われた。

### 情報交換協定の締結

証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されるため、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体として、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポールMAS、米国SEC及びCFTC、豪州ASIC、香港SFC、

ニュージーランド証券委員会（ＳＣ）との間で情報交換協定が締結されている。

(3) 海外当局者を対象とした研修の実施

証券監視委は、平成18年2月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国の証券当司法務執行担当者等30名の研修生を対象として、「第5回証券法務執行セミナー」を開催した。このセミナーでは、証券監視委の職員や我が国の自主規制機関の実務担当者等を講師として、証券監視委の担う調査、検査及び取引審査実務をケース・スタディーやグループ・ディスカッションなどを通じて研修生に紹介し、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献することを目的としている。

なお、研修終了の1か月後に実施したアンケート調査においては、すでに、研修生が所属している当局の約7割が「研修生の得た知識を組織内で共有している」と回答（残りの当局についても「共有する方向で検討中」と回答）しており、研修成果としては、研修生が所属している当局の大半が「事前に設定した目標・課題・問題点の改善・解決に実際に役立てられた、若しくは活用する方向で検討中」と回答しており、研修の成果を活用している様子が見えてくる。

## おわりに（個人投資家の皆様へ）

日本の証券市場においては、これまで、「貯蓄から投資へ」、「間接金融から直接金融へ」の流れを加速させるため、累次にわたり構造改革が着実に実施されてきております。こうした構造改革努力のほか、IT技術の進展や市場における競争効果も相まって、個人投資家を対象としたネット取引の発達など販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しつつあるところです。

こうした市場の進展は、個人投資家の皆様にとって、様々な投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、飛躍的に利便性を向上させるものではあります。その反面、こうした商品やサービスの多様化により、それらの中から何を選びどう運用をしていくかといった投資判断をより難しくしている面もあるのではないかと考えられます。

近年においては、新たなタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な商品もあり、一般の個人投資家にとって容易に理解し難い商品もあるのではないかと考えられます。

もちろん、金融商品を販売する証券会社等の側も、金融商品を勧誘する際には、その金融商品の持つリスクなど重要な商品性について顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、投資者の投資経験、知識及び財産状況等に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」が求められています。また、証券監視委は、こうした「説明責任」や「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点から監視活動を行い、個人投資家の保護に全力で取り組んでいます。



さらに、個人投資家の皆様においても、自らの意思で投資活動を行う以上、こうしたリスクや商品性を理解するための努力と責任が求められていると思います。

株式や債券などの金融商品に投資されるに当たって、最も重要な考え方の一つとして、投資者自身がその責任を負う「自己責任原則」があります。投資効果を楽しむのも損失・リスクを負うのも投資者自身であることを忘れてはなりません。

個人投資家の皆様におかれましては、この点に十分に留意し、御苦労でも投資判断を行うに際しては、商品性を説明したパンフレットや営業員のアドバイス等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが発生した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思えます。

また、個人投資家の皆様が投資活動を行うに当たっては、たとえば、虚偽表示や誤解をさせるような行為による勧誘や、証券会社等自身の利益を優先し、個人投資家の利益を軽視するような勧誘を受ける場合があるかもしれません。また、場合によっては、内部者取引や相場操縦などの犯則行為が行われていると疑われるような場面に遭遇することも考えられます。

こうした情報は、犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券検査や市場分析審査を行う場合の端緒として有効性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付け、積極的な活用に努めております。

皆様からの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場における取引の公正の確保と投資者の信頼の保持に貢献し、ひいて

は個人投資家の皆様の利益にも資することとなります。不審な情報を入力した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますようお願いいたします。

これまで紹介してきた活動は、証券監視委の個々の職員の不断の努力の積み重ねのほか、個人投資家の皆様のご理解や関係各機関との緊密な連携による成果であると考えています。

証券市場を取り巻く環境が不断に変化する中で、今後とも証券監視委は、個人投資家の保護のため、証券市場の公正性に重大な影響を及ぼすような問題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を果たしていきたいと考えております。

特に、先に成立した金融商品取引法により証券監視委の権限の対象・範囲が拡大されることも踏まえ、今後とも人材の厚みや専門性の充実などの必要な体制整備に努めていきます。

こうした活動により市場に対する信頼を確保することが、皆様の金融資産運用の選択肢の幅を広げ、これによる新たな資金の流れが経済活性化の原動力になると確信しています。